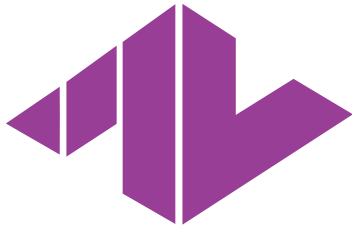


都留

市議会だより



第131号 平成16年5月1日発行

都留市議会事務局

山梨県都留市上谷一丁目1番1号
☎(43)1111 郵便番号402-8501

URL <http://www.city.tsuru.yamanashi.jp/>
E-mail gikai@city.tsuru.yamanashi.jp



(谷村第一小学校)

一月臨時会会期日程

1月30日 本会議 (開会)

◎ 会議録署名議員の指名

◎ 会期の決定

◎ 市長上程議案の説明

◎ 議案審議

(閉会)

三月定例会会期日程

3月1日 本会議 (開会)

◎ 諸報告

◎ 会議録署名議員の指名

◎ 会期の決定

◎ 市長上程議案説明並びに

所信表明

◎ 専決処分の報告

◎ 議案及び請願の委員会付託

3月8日 本会議

◎ 一般質問

3月9日 本会議

◎ 一般質問

3月10日 常任委員会

3月11日 常任委員会

3月12日 予算特別委員会

3月15日 予算特別委員会

3月16日 予算特別委員会

3月19日 本会議

◎ 委員長報告

◎ 議案審議

(閉会)

平成十六年 一月臨時議会

一月臨時議会は、一月三十日招集され、市長の提出議案として承認一件、廃止一件が提出され、それぞれ原案どおり承認・可決されました。

平成十六年 三月定例会

三月定例会は、三月一日招集され、会期を十九日までの十九日間と定め開かれました。

この定例会では、市長の提出議案として、条例制定案一件、条例改正案十四件、条例廃止案一件、平成十六年度各会計予算案十七件、平成十五年度補正予算案七件、人事案件一件、承認案件一件が上程され、それぞれ原案どおり可決・同意・承認されました。

議会関係としては、先の定例会から継続審査となっていた請願二件及び今議会提出の請願一件が上程され、慎重な審査の結果、三件が採択となりました。

また、これらの請願による意見書案二件が提出され、それぞれ可決されました。

市長の所信表明



小林 義光 市長

本日、平成十六年三月都留市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましてはご出席まことにご苦勞様でございます。また、市政推進にあたりまして、日頃から多大なご協力とご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

本議会に提出をいたしました案件について、その概要を申し上げるとともに、併せて私の所信の一端を申し述べ、議員各位並びに市民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

日本経済について

日本経済は、昨年の夏場以降多少明るさを取り戻した感がありますが、これはアメリカや中国などへの自動車や鉄鋼等の輸出の拡大、また、この輸出の好調に後押しされた企業の設備投資の増加などが主な要因であります。

内閣府から一月十八日に発表されました国内総生産GDP速報によりますと、平成十五年十月から十二月期のGDP（季節調整値）は物価変動を除いた実質で、七月から九月期に比べ一・七％増で、年率換算率では七％増となりました。

また、経済再生の牽引役として期待され、GDPの五割強を占める個人消費はデジタル家電などの販売が好調で、前期比〇・八％増と四期連続で増加し全体の成長率を押し上げ、この結果、平成十五年（二月から十二月）の実質成長率は二・七％と政府経済見通しや市場関係者の事前予測を

上回る伸びとなっております。

しかし、日本経済はアメリカ経済との連動性を一段と強めており、双子の財政赤字を抱えるアメリカ経済が、今年の後半以降に減税効果の剥落によって、失速するのではなにかとの懸念も残され、アメリカ経済の動向は我が国のみならず、中国をはじめとするアジア経済を左右する最大の要因であり、今後も注視していく必要があると考えられます。

こうした中、政府においては「構造改革なくして日本経済の再生と発展はない」との断固たる改革の姿勢を引き続き堅持し、規制・金融・税制及び歳出の各分野にわたる構造改革と、平成十六年度における不良債権問題の終結を目標とした「金融再生プログラム」の推進、また、将来にわたる国民の安心を確保する税制の改革、社会保障制度改革、三

位一体の改革等と併せ、持続可能な財政構造の構築を、スピード感を持って一体的・総合的に推進し、創造的な企業活動の促進や地方経済の活性化等を通じた、民間需要主導の持続的な経済成長が図れるよう大胆かつ柔軟な政策運営を行なうよう期待するものであります。

現在、審議されております国の平成十六年度予算案によりますと、一般会計歳入総額に占める税収の伸び悩みに伴い、大きく国債発行に依存する事となり、大変厳しい財政状況で編成されたものと思慮されます。

特に、この予算案においては、三位一体改革の具体案として、所得譲与税の創設による地方への税源移譲も盛り込まれておりますが、一方では、国庫補助金・負担金等の廃止・縮減や、地方交付税の大幅な削減、さらには、交付税特別会計借入金振替措置として発行が認められていた、臨時財政対策債の減少など、我々地方自治体の財政に与える影響は、大変大きくかつてない厳しいものとなっております。

本市といたしましては、このような状況を踏まえる中、第三次都留市行財政改革大綱及び、実施計画に基づき、簡



素で効率的、かつ市民満足度の高い行政サービスの提供を目指し、職員一人ひとりが一層改革のための意識を向上させ、限られた財源と人的資源の有効活用を図り、知恵と工夫にあふれた行財政経営を推進してまいりたいと考えております。

本市は、昭和二十九年四月二十九日を濫觴として、先人達のため努力により発展を続け、本年市制施行五十周年の節目を迎えることになりました。

市制五十周年は、これまでの歩みを振り返り、今ある都留市を見つめ、さらなる五十年に向けて、市民一人ひとりが本市の未来像を描く、絶好の機会であり、この機会を生かすためには、市民の積極的な参加・参画が必要不可欠であります。

「協働」、「継承・創造」、「未来へのまちづくり」を基本方針として、確かな明日の都留市を創造するため、「市民」、「コミュニティ組織」、「ボランティア団体」や「NPO」さらには、「民間セクター」等、全ての市民や団体が行政とのパートナーシップを発揮した、「協働のまちづくり」を一層推進するための契機となる、様々な記念事業を実施してまいりますので、市民の皆様

積極的なご参加をお願い申し上げます。

市町村合併について

昨年の十一月二十八日、合併の是非を含め、将来構想をはじめとする新市建設計画の作成や、合併の方式等の協議を目的として、都留市・西桂町・秋山村・道志村合併協議会が設置されましたが、西桂町からの脱退表明を受け、本年一月二十二日開催の第二回合併協議会において、合併協議会の廃止の件を諮ったところ、全会一致で決定されましたので、地方自治法第二五二条の六の規定に基づき、四市町村のすべての議会において議決を経て、一月三十一日をもって合併協議会は廃止となりました。

このため、議会から要請されております道志村との任意合併協議会の設置について、先日、道志村に打診いたしましたところ、これに同意いただいたところであります。

市町村合併に関する特例法の適応期限が切れる平成十七年三月末まで、時間が残されていない状況でありますので、今後、早急に任意合併協議会を設立し、合併後の未来像であります新市建設計画を策定すべく努力してまいります。

いづれにいたしましても、地方分権時代にふさわしい個性的で自律的な連帯感あふれる地域社会を、実現するための新たな自治システムを十分に検討・論議し、その情報を市民に積極的に提供すると共に、住民の意思を十分に確認しながら合併問題について、結論を出してまいりたいと考えております。

国民健康保険

について

国民健康保険は、国民皆保険体制の基盤的役割を果たす医療保険制度であり、地域医療の確保と住民の健康維持・増進に大きく貢献しているところであります。

しかし、昨今の国民健康保険事業を取り巻く環境は、進行する少子高齢化、医療技術の高度化、また、老人医療を中心とする医療費の増加に併せ、長引く景気低迷による被保険者の負担能力の低下など、事業運営は年々厳しさを増しております。

本市におきましては、近年の急激な医療費の伸びに対応した保険税の確保を図るため、



適正かつ、安定的事業運営に努めると共に、特定の階層に過重な負担がかかることのないよう、保険税の平準化に努力を重ねてまいりましたその結果、現行の軽減割合六割・四割を、それぞれ七割・五割へと拡大し、新たに二割軽減の適用を行うことが可能となったため、国民健康保険運営協議会に諮問し、その答申を基に、保険税負担の不均衡の改善及び低所得者層の負担軽減を一層図るための国民健康保険条例の改正案を、今議会へ提出しご審議をお願いしたところであります。

今後、国民健康保険会計の健全な運営に一層の努力を重ねてまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

また、利用者の利便性の向上を図るため、「健康保険法施行規則の改正」に伴い、本年四月より世帯別の国民健康被保険者証に変わり、一人一枚のカード式被保険者証を発行することとしております。

市民の皆様への周知の方法につきましては、三月号の広報に掲載いたしましたところでありますが、なお、被保険者証の交付時においてパンフレットの同封など、周知の徹底を図ってまいりたいと考えております。

障害者支援

について

近年、我が国の目覚ましい経済成長や少子・高齢化・核家族化などの進行により、人々の価値観やライフスタイルが変化し、かつての伝統的な家庭や地域の相互扶助機能は弱体化し、高齢者や障害者など生活上の支援を必要とする人々にとりまして、地域社会での生活は不自由な状況にかれております。

このような中、国においては、介護保険制度の導入や社会福祉事業法の改正した社会福祉法の制定等、国民の福祉ニーズに対応するため、制度の見直しを行ってきたところであります。

そんな中、平成十五年度より「障害者支援費制度」がスタートし、市町村が利用者を選び、サービスの内容を決定する「措置制度」から、障害者自らが、サービス事業者を自由に選び、契約により介護や家事などのサービスを利用する制度となりました。

この制度は、障害者自身の自己決定を重視し、自立した暮らしが出来るよう後押しする仕組みであり、障害の有無にかかわらず、地域社会で生活し、社会参加を目指す「ノ

「マライゼーション」の理念を実現する制度であります。

この支援費制度のスタートにより、本市では現在、新規利用者十八名を含む、九十一名の方々が制度を活用している状況であります。

これに伴う受入施設の充実につきましては、昨年五月、都留市社会福祉協議会において、身体、知的障害児者、居宅介護事業所として県の認可を受けたことにより、介護支援を必要とする高齢者の利用と共に、障害児者へのデイサービスや居宅介護サービス等の事業に取り組み、利便性の向上が図られたところであり

措置から支援費制度への移行作業が進む中、県において利用者を対象に実施いたしました、アンケート調査結果により、受入事業所である施設及び、そのスタッフ体制や移動介護等、いくつかの制度移行に伴う課題は残されており、今後さらにホームヘルプサービスやグルー



プホームの充実、また、事業者の情報態勢の確立等、支援体制の整備に向け、一層努力してまいりたいと考えております。

少子化対策 について

国においては、平成十一年十二月、中長期的に進めるべき総合的な少子化対策の指針として、「少子化対策推進基本方針」を策定し、さらに「新エンゼルプラン」により、子育てと仕事の両立支援を中心とした、子供を生み育てやすい環境を実現するための、様々な対策を講じて来たところであり、

平成十四年一月に発表された「日本の将来推計人口」により、従来、少子化の主たる要因であるとされた晩婚化に加え、「夫婦の出生力そのものの低下」という新しい現象がみられ、現状のままでは、少子化は今後一層進行するものと予想しております。

この少子化の流れを変えるため、国においては、従来の取り組みに加えもう一段の対策の推進を目的として、昨年七月、「次世代育成支援対策推進法」及び「児童福祉法」の改正を行ったところであります。

本市におきましては、昨年三月、県下市町村に先駆け、都留市子育て支援計画「エンゼルプラン」を策定すると共に、子育て支援対策事業を市の重点施策の一つとして位置づけ、子育て相談・子育て支援体制の充実、多様な保育サービスの推進、母子家庭の母を対象とした高等職業訓練給付金や常用雇用転換奨励金制度の導入、さらには、小学校低学年を対象とした放課後児童クラブの整備拡充等、各種の子育て支援事業を実施して来たところであり、本年度も一・二才児を対象にした在宅保育士による指導、三才児健康審査心理判定員の設置などの新規事業に加え、さらなる子育て支援の充実を図ったところであります。

今後は、「次世代育成支援対策推進法」に基づく行動計画を策定し、子育て家庭に対して行政や企業、地域が一体となって支援していくための対策や、子供が心身ともに健康に育つための環境の整備・拡充に努めてまいりたいと考えております。

一方、少子・高齢社会の進展は、福祉サービスの拡大・多様化をもたらすだけでなく、少子高齢化を支えるための財政支出を確実に増嵩させており、これまでのサービスの枠

組を維持した状態のままでは、新たな福祉ニーズに応えることが難しい状況にあります。

高齢者や障害者に対する、時代の要請に応えた介護支援等福祉サービスを確実に提供して行くためには、負担能力に応じた適正な負担や世代間の公平性を確保するための制度の見直し等を行い、限られた財源を効率的かつ、有効に配分していく必要があります。

そのため、昭和四十九年に制定しました「都留市敬老祝金支給条例」及び平成十二年に制定しました「都留市寿賀祝金支給条例」を見直し、これまでの金銭給付的なサービスから、本年度、新規事業として立ち上げた、「おでかけ元気促進事業」などにより、社会状況の変化に、的確に対応した新たな福祉サービスの充実を図ってまいりたいと考えております。

健康づくりについて

現在本市では、市民一人ひとりが、健康で心豊かに生活できる、生きがいと活力にあふれた地域社会の構築を目指し、策定された健康のまちづくり「ウェルネスアクション」行動計画に基づき、各種の施策に取り組んでいるところであります。

ここ数年、生活習慣病検査を始めとする各種健康診断や、人間ドック、また、高齢者インフルエンザ予防接種などの受診者が増加傾向を示しており、市民の健康に対する関心が高まっている状況にあります。

これらの健康診断は、ただ受診をして結果を知るだけで終わらせるのでは意味がなく、診査後それぞれが個々に応じた、保健・健康相談や生活習慣改善指導などを受け、「自分の健康は自分で守る」という意識を醸成し、疾病予防につなげることが重要であり、現在そのための、努力を重ねているところであります。

また、この四月より都留市子育て支援計画に基づき、安心して子どもを生み育てる環境を推進するため、妊婦健康診査の無料化を従来の二回から三回に増加することにより子育て家庭への経済的支援を図り、少子化対策の充実にも努めてまいりたいと考えております。

高齢者が常に自分自身の健康に関心を持ち、自ら健康管理が出来る習慣を身に付けることを目的として、実施しております介護予防事業につきましましては、元気高齢者を対象とした「健康クラブ」を、東桂・谷村・禾生地区で実施し、

虚弱高齢者を対象とした、「いきいきりハビリサロン」は、東桂・谷村地区で、また、虚弱・閉じこもり高齢者を対象とした、「ミニデイサービス」を、東桂地区で、在宅介護支援センター、都留市社会福祉協議会と連携する中で、それぞれ展開しているところであります。

今後、高齢者の方々が健康で生きがいを持って、地域社会で生活出来るよう、この事業を全地域において実施してまいりたいと考えております。

産業振興について

近年の景気の低迷により、市内には数多くの空き店舗や空き工場などが目立つようになっております。

このような状況を踏まえ、本市におきましては、空き店舗等の実態を調査し、その結果を市のホームページに掲載するなど、新規起業者や事業拡大を計画しております。また、や企業に對しまして、積極的に情報を発信し、空き店舗の活用を図っているところでもあります。

また、昨年十一月七日には、三町商店街の空き店舗対策といたしまして、商工会等関係団体の協力を得る中で、魅力と活力のある商店街未来創造

支援事業により、チャレンジショップを開設し、新規創業や新分野、新市場開拓など、創業を目指す起業者支援を行ってまいりました。

このような中、空き店舗対策の更なる充実を図るため、平成十六年度から商工会と協働で空き店舗入居者に対し、家賃補助を行う新たな制度を設け、空き店舗の利活用の促進を図ってまいりたいと考えております。

また、環境問題を重点課題とした環境アンテナショップを開設する個人や団体等に対しては、市独自の家賃補助制度も整備してまいります。

この制度は、いきづまった大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わり、製品の再生利用や再資源化などを進め、新たな資源投入を抑える、持続可能な定常社会の構築を目指し、事業展開を計画している個人や団体等が、空き店舗を利用する場合に家賃の一部を助成するものであります。

このアンテナショップは、環境や人にやさしい商品の販売や商品のリメイク並びにリサイクル等の推進を図り、循環型社会の形成や市民意識の改革を進め、ゴミの減量化を促進するなど、時代の要請に応えた新たなコンセプトの商店を創造することにより、商

工業の活性化を図ってまいりたいと考えております。

都留インターチェンジのフルインター化について

中央自動車道富士吉田線は昭和四十四年三月に本線が開通し、二年後の昭和四十六年三月に大月方面への乗り入れのみが可能な、インターチェンジとしてスタートいたしました。

その後、昭和五十九年十一月に大月方面から降りることも可能なハーフインターに整備されたことにより、高速道路としての利便性が発揮され、地域の経済発展や人や物の交流の拡大に、貢献してまいりました。

しかし、本市から富士吉田方面へのアクセスは、交通量が一日二万台を超える国道一三九号に頼らざるを得ないことから、慢性的な渋滞を引き起こし、さらに、緊急輸送路の確保といった面からもフルインターチェンジ整備の必要性がさげばれ、この設置に向け三十年以上に渡って、先人たちがより、心血を注ぐ活動が続けられて来たところでもあります。

この間、政府は道路公団を分割民営化することとし、地

域を挙げて取り組んでまいりました活動も休止状態に入らざるを得なかったところでありますが、ようやく民営化の道筋も定まり、今後の整備推進の手法についても従来どおりの有料道路方式や新直轄方式などにより行うこととなつたところであります。

昨年十二月二十五日には、このうちの新直轄方式による整備対象路線を決めるべく開催された、「国土開発幹線自動車道建設会議」(国幹会議)において、二十七区間の道路整備計画や四箇所ジャンクション整備、並びに都留インターを含めた六箇所のインターチェンジの整備が決定されたところであります。

本市といたしましては、この事業がスムーズかつ、一日も早く完成することを念願して、先月二十一日に「中央道都留フルインター早期実現のための推進大会」を西桂町、道志村、秋山村とともに開催いたしましたところでもあります。

今後は、用地買収や周辺市道の整備など、地元として取り組むべき問題も多数予想されますが、地域活性化のためその実現に、全力で取り組んでまいりますので、市民の皆様並びに議員各位のさらなるご理解、ご協力をお願い申し上げます。

ウォーキングトレイル事業について

人々の健康に対する関心やニーズが高まると共に、健康保持・増進の手段としてウォーキングが、高い評価を得るようになってまいりました。

そのため、人々に安全で安心な、かつ、ゆとりとうるおいを実感できる質の高い歩行者空間を提供することを目的とする「ウォーキングトレイル事業」に、平成十六年度から着手することになりました。

この事業は、「歩きたくなる城下町」をテーマに、現在でも城下町を偲ばせる静かなたたずまいを見せる谷村地区に、約三・五キロメートルの遊歩道を整備するものであります。

この地区には、古い歴史を感じさせる寺社も多く、また、松尾芭蕉が逗留した桃林軒跡を始めとした、「まるごと博物館」事業の核をなす多くの史跡や文化財などが点在しており、それらを有機的に結ぶ遊歩道として、整備すると共に、子供たちの安全・安心な通学路としての機能を、合わせ持たせてまいりたいと考えております。

なお、整備方針といたしましては、都留市ユニバーサルデザイン指針に基づき、誰も



が安全・安心で快適に歩くことができ、心かげ整備を行ってまいります。

本市で整備するほとんどの路線が歩行者専用道路ではなく歩車共存道路であるため、修景効果の高いインターロックキング舗装を基本に整備すると共に、車道部と歩道部を色で分け歩行者が安全に歩けるスペースを確保し、また、歩行者が歩き疲れた時、休息できる場として、さらに、人々がコミュニケーションを図る交流の場としてのポケットパーク等の整備も合わせて行ってまいりたいと考えております。

下水道整備事業

について

本年四月より、桂川流域下水道が、汚水処理事業を開始することとなり、これに併せまして都留市公共下水道も一部供用開始されることになりました。

本市におきましては、平成

五年に公共下水道の整備事業に着手し、その後、計画に基づいて鋭意整備を進めてまいりました結果、平成十五年度末現在において、供用開始区域面積は百十八・五ヘクタール、接続可能（使用可能）戸数は約一千二百戸となっております。

これは事業認可を得て整備を進めてまいりました区域の六十四％に当たり、計画は概ね順調に進められているところであります。

また、今月二十四日には、桂川流域下水道の通水式が、大月市梁川町の桂川清流センターで執り行われ、この四月より実質的に流入が可能となりますので、現在、対象区域の住民の皆様へ「供用開始に伴う説明会」を開催しており、昨年十二月より開始した説明会は、二月末までに十六回を終了し、さらに三月中旬までに四回程の開催を予定しているところであります。

下水道事業は、加入の促進を図ることが極めて重要な課題となっており、説明会開催はもとより戸別相談やPR活動等を通して、住民の皆様へ下水道使用への一層のご理解とご協力をいただけるよう努めまいりたいと考えております。

また、供用開始後の運営態

勢につきましたは、関係条例・規則等を基に、管理・監視システム等の整備、事務処理システム等の整備、加入者への支援や対応体制などの諸準備を整えているところであります。

また、今後の整備方針といましては、現在、事業認可を受けている区域の整備を進めると共に、平成十七年度以降の新たな認可区域について、調査・検討を重ね、下水道事業全体の見直しと合わせて検討する中、国への事業認可申請手続きを進めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、人間と自然との共生を目指す本市にとって、下水道事業による水質の保全是、重要な分野でありますので、市民の皆様のご理解とご協力をいただき、中、事業の推進を図ってまいりたいと考えております。

都留文科大学

について

このほど竣工いたしました大学新図書館は、四月七日の開館に向け、図書の新入作業等も順調に進んでいるところであります。

この新図書館の基本コンセプトの一つとして、市立図書館との連携を強化し、人類の

共有資源とも言える大学新図書館の保有する情報を、広く地域に公開し、開放することが上げられています。

両図書館の間では、すでに貸出カードの共通化や市立図書館の窓口においての大学図書資料の貸出、横断検索等が実施されており、この新図書館の開館により、快適な学習環境の提供やレファレンスサービスの実現などの機能が飛躍的に高まると同時に、新図書館が地域コミュニティの中核として、人々が知的な活動のために集い、交流し、憩う新たな「知のひろば」として、創出されることを期待するものであります。

また、施設の存在価値を計るには、いかに多くの方に利用していただいているかが、大きな尺度となりますので、今後より多くの学生・市民に利用される、使いやすさ、親しみやすい図書館となるよう、サービスの充実に努めてまいりますので、市民の皆様には、新図書館の積極的な利活用をお願いするものであります。

次に、新学部・新学科及び定員増についてであります。大学の将来像を描く中で、様々な選択肢について個々具体的な事項を大学内のプロジェクトチームにおいて、現在、

鋭意、調査研究を進めているところであり、一日も早い結果の報告を期待するものであります。

これに関連して進められております、既存学科の見直しにつきましては、現在、初等教育学科百五十名、国文学科百名、英文学科百名、社会科学百名、比較文化学科九十名、合計五百四十名となっております。定員を、比較文化学科について、定員を十名増加させ五百五十名とする準備を進めております。これは、比較文化学科が設置後十年を経過し、学科の体制が整ったことによるものであります。

なお、今回の定員増は、国の規制緩和に伴う手続きの簡素化により、学位の変更が生じないため、文部科学省への届出のみで許可されることとなっており、平成十六年度の早い時点で定員増が許可され、次回の入試より新たな定員での募集が出来るものと考えております。

学校教育について

国におきましては、心豊かで、たくましい日本人の育成を目指し、「画一と受身から自立と創造へ」という基本理念の下、初等教育から大学教育

までを通じた教育の構造改革を進めており、さらに、知育、徳育、体育、食育を重視した「人間力向上」のための教育改革を加速させております。

この改革を推進するための新学習指導要領が、実施されてから二年が過ぎようとする中で、市内、各小中学校では創意工夫に満ちた取り組みが積極的に行われているところがあります。

「確かな学力」と「豊かな心」を育み、「信頼される学校づくり」を推進することにより、子どもたち一人ひとりが新世紀を生き抜く力を育むことが、極めて大切であると考えております。

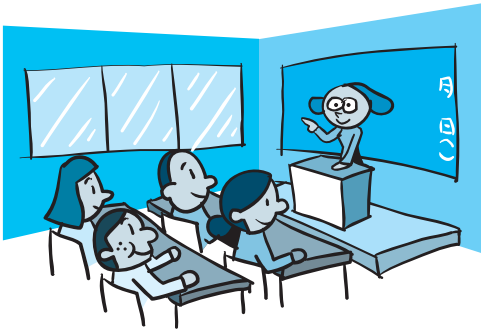
新学習指導要領のねらいは、子どもたちに基礎・基本を徹底し、個性を伸ばすことにより、知識・技能に加えて、学ぶ意欲や思考力・判断力等まで含めた幅広い「確かな学力」を育成し、「生きる力」を育むことにあります。

本市では、新学習指導要領のねらいを実践し「確かな学力の向上」ときめ細かな指導を推進するため、文部科学省から、平成十四年度に禾生第一小学校へ「学力向上フロンティア事業」を、また、平成十五年度には、都留文科大及び東桂小・中学校へ「放課後学習チューター」の配置等に

係る調査研究事業」の指定を受け、それぞれが平成十六年度に最終年度を迎えることとなりますが、これら事業の調査研究の成果に大いに期待しているところであります。

さらに、県の「かがやき三十プラン」の導入による小学校一年生への三十人学級の創設など、少人数教育の充実が一層図られ、「確かな学力」が根づいて行くものと考えております。

また、子どもたちの健全育成のための「豊かな心」の育成につきましても、基本的な規範意識と倫理観、公共心や他者を思いやる心など豊かな人間性や社会性を育むことが重要であり、このため、家庭や地域の教育力の向上、道徳教育の充実、奉仕・体験活動や読書活動などの充実が必要



であり、本年度新たに「心に元気を育む道徳教育推進事業」などを、実施してまいりたいと考えております。

また、一層、地域に開かれた・信頼できる学校づくりを推進して行くため、市内全小中学校長の推薦により、教育委員会が委嘱いたしました、学校評議員（小学校三十八人、中学校十五人）の協力を得る中で、学校が、保護者や地域住民と連携協力し、一体となつて子どもたちの健やかな成長を図って行くことが、重要だと考えております。

次に、学校の施設設備についてであります。これまで行ってまいりました耐震診断等を基に、本年度施行する東桂小学校の耐震補強工事及び大規模改修工事を始め、各小中学校の修繕及び改修工事などを実施し、積極的に教育環境の整備を図り、児童生徒が安全に、また快適に学校生活が過ごせるよう努めてまいりたいと考えております。

青少年の健全育成

について

子どもたちに関わる重大事件の続発など、青少年の問題行動の深刻化や地域・家庭の教育力の低下等の緊急的課題に対応するためには、学校や

家庭、地域など社会全体で青少年がのびのびと育つ環境を整えて行かなければなりません。

このため、学校や地域、青少年・社会教育団体、行政がそれぞれの組織的資源の特色を生かし情報の交換を行う中で、子どもたちがさらに充実した学校生活や社会生活が送れるようにするため、文部科学省が平成十六年度から三ヵ年計画で実施する、子どもの居場所づくり新プラン「地域子ども教室推進事業」に取り組んでまいりたいと考えております。

この事業は、学校の校庭や教室あるいは社会教育施設等に安全・安心して活動できる子どもの居場所を設け、地域の大人、退職教員、大学生、青少年、社会教育団体関係者等を活動アドバイザーや安全管理員として配置し、小中学生を対象に放課後や週末におけるスポーツ・文化活動などの様々な体験活動や地域住民との交流活動を支援する事業であり、平成十六年度は全国で四千校を対象とするものであります。

本市では、東桂小・中学校を対象モデル校として、平成十六年度の事業実施希望を提出したところでありますが、今後、全校区に拡大すること

を検討してまいりたいと考えております。

都留市博物館

「ミュージアム都留」について

ミュージアム都留は、平成十一年四月にオープンして以来、都留市に係る歴史や文化等を特別展や企画展を通じて市内外の多くの方々に発信してまいりました。

平成十六年度は、市制施行五十周年を迎えると共に、ミュージアム都留も開館五周年の節目の年を迎えます。

これまでの本市の歩みを検証し、市民が郷土への関心を深め、矜持を持って連帯感を培う記念すべき年であります。十三年度に「日光東照宮と秋元三代展」を、平成十四年度には「茶壺道中展」を開催し、江戸時代前期の秋元氏の治績を特別展として紹介してまいりました。

平成十六年度の特別展は、これまでの展示成果を総括する中で、本市が郷土の歴史の中で最も輝いていた時代に着目し、これまで取り上げなかった秋元氏の文化的足跡に焦点をあけると共に、本市の歴史の中に日本史規模の著名な人物が関与していたことや、

茶壺蔵が置かれた地理的な特殊性など、市民が郷土への愛着や誇りを抱けるような特別展を開催してまいりたいと考えております。

スポーツの振興 について

市民の体力の向上や健康の保持・増進、また、レクリエーションや競技力の向上の場として、昨年四月都留市総合運動公園内にオープンしたやまびこ競技場は、本年二月までの来場者が約一万人と、多くの皆様に利用されております。

また、競技場のオープンを契機に開催されることになった陸上競技やサッカー、ラグビー等の記録会や記念大会も次第に定着が図られてまいりました。

今後、市民一人ひとりが日常生活の中でスポーツ活動を継続的に出来る、また、競技力の向上につながるようなスポーツ環境やプログラムを整備してまいりたいと考えております。

こうした、スポーツ振興施策を効果的・効率的に実施するに当たっては、絶えず施策の評価・見直しを行いながら新たなスポーツニーズを的確に捉え、スポーツの振興を促

ぐる諸課題に体系的・計画的に取り組んで行かなければなりません。

このような視点から、スポーツの機会を提供する公的機関や民間団体、さらに、利用する競技者などが一体となった取り組みを行うためのスポーツ振興計画を平成十六年度に策定し、スポーツ振興の一層の具体化を図ってまいりたいと考えております。

市政五十周年 特別事業について

市制施行五十周年の特別事業として、誘致いたしました「宝くじスポーツフェア」並びに、「ドリウム・ベースボール名球会・OB選手と共に」につきましましては、平成十六年九月二十五日・二十六日の両日、うぐいすホールと楽山球場を会場に、それぞれ開催されることとなりました。

日本プロ野球名球会及び社団法人全国野球振興会（日本プロ野球OBクラブ）の会員であります、元野球選手によるベースボール指導者セミナーや少年少女ふれあい野球教室、ふれあい講演会、ドリウム抽選会などを行うほか、開催地チームとの親善試合を行うこととなっております。

この記念行事を開催するに

あたりましては、都留市体育協会、都留市野球連盟、体育指導委員会、スポーツ少年団などの各種団体と連携した、一体的な取り組みが必要であり、今後、関係団体との協力体制づくりを行ってまいりたいと考えております。

また、特別事業の一つとして取り組む「夏季巡回ラジオ体操・みんなの体操会」につきましましては、平成十六年七月三十日に都留文科大学グラウンドを会場に開催されることとなりました。

このラジオ体操は、国民の体力向上と健康の保持・増進に寄与するため、昭和三年に当時の通信省（現在の日本郵政公社）簡易保険局が制定したもので、平成十一年九月には、新たに「みんなの体操」が制定され、日本郵政公社、NHK、全国ラジオ体操連盟の共同で普及推進をしているものであります。

年齢・性別・障害の有無にかかわらず、誰もが楽しく参加できる体操として作られておりますので、当日は、多くの市民の皆様の参加をいただき、ラジオを通じて全国に都留市民の元気で健康な様子を発信していきたいと考えております。

また、十月十日には、うぐいすホールにおいて、NHK

が行なう公開番組も予定されておりますが、これら各種記念事業への市民の皆様並びに、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上、施策並びに事業の一部についてご説明申し上げますが、今後も、本市の目指します社会像としてあげられる、「個性豊かな創造社会」、「持続可能な定常社会」、「互恵・共生社会」の実現に向け、

五つの行動計画と、本年度の八つの重点施策に沿った、各種施策を積極的に展開してまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。



請願の審査結果

▼平成十五年請願第十三号（採 択）

自衛隊のイラク派遣に反対する請願
請願者 山梨県都留市上谷六一七―二四 依田 滋子

▼平成十五年請願第十四号（採 択）

観光立国へ積極的な施策推進を求める意見書の提出を求める請願
請願者 山梨県都留市平栗一〇一二―六四 中原 正彦

▼平成十六年請願第一号（採 択）

「小型児童館」の建設促進に関する請願
請願者 山梨県都留市中央一―七一―一六 川上 長明

平成16年度 各会計予算原案どおり可決

平成16年度当初予算総括表

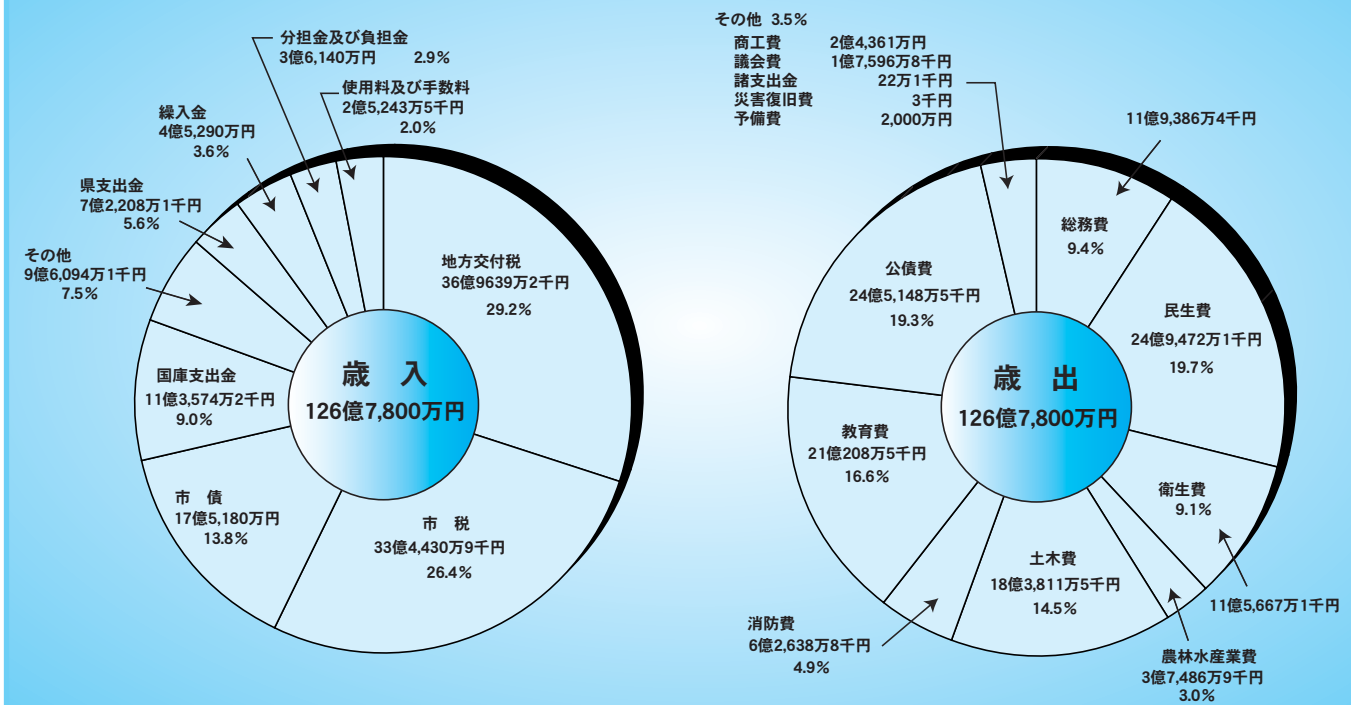
(単位：千円、%)

会計名	16年度予算額	15年度予算額	増減額	増減率		
一般会計	12,678,000	12,200,000	478,000	3.9		
特別会計(14会計)	10,681,271	11,615,082	▲933,811	▲8.0		
内 訳	都留文科大学	2,507,000	3,561,000	▲1,054,000	▲29.6	
	国民健康保険事業	2,688,436	2,580,146	108,290	4.2	
	簡易水道事業	299,197	273,471	25,726	9.4	
	住宅新築資金等	26,099	26,111	▲12	▲0.05	
	老人保健	2,553,303	2,643,966	▲90,663	▲3.4	
	下水道事業	1,043,650	1,139,482	▲95,832	▲8.4	
	温泉事業	125,805	92,958	32,847	35.3	
	介護保険事業	1,420,577	1,270,301	150,276	11.8	
	介護保険サービス事業	1,562	2,000	▲438	▲21.9	
	財 産 区	桑代沢外17恩賜林	1,902	1,707	195	11.4
		水頭外3恩賜林	750	750		
		濁り沢外18恩賜林	1,200	1,200		
		板ヶ沢外7恩賜林	409	249	160	64.3
		盛里財産区	11,381	21,741	▲10,360	▲47.7
水道事業	484,762	455,690	29,072	6.4		
病院事業	2,902,900	3,005,070	▲102,170	▲3.4		
総 計	26,746,933	27,275,842	▲528,909	▲1.9		

(注) 水道事業、病院事業会計の場合 予算額－減価償却費＋資本的支出

限られた財源の 効果的 重点的 な配分を図って

一 般 会 計



議案議決結果

市長提出

1月臨時会

承第 1号	専決処分の承認を求める件 (平成15年度山梨県都留市下水道事業特別会計補正予算(第4号))	1月30日	承認
議第 1号	都留市・西桂町・秋山村・道志村合併協議会の廃止の件	1月30日	可決

3月定例会

承第 2号	専決処分の承認を求める件 (平成15年度山梨県都留市一般会計補正予算(第6号))	3月 1日	承認
議第 2号	都留市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例制定の件	3月19日	可決
議第 3号	都留市行政手続条例中改正の件	3月19日	可決
議第 4号	都留市情報公開条例中改正の件	3月19日	可決
議第 5号	都留市個人情報保護条例中改正の件	3月19日	可決
議第 6号	公益法人等への都留市職員の派遣等に関する条例及び都留市職員の勤務時間、休暇等に関する条例中改正の件	3月19日	可決
議第 7号	都留市職員等の旅費に関する条例等中改正の件	3月19日	可決
議第 8号	都留市職員の退職手当に関する条例等中改正の件	3月19日	可決
議第 9号	都留市手数料条例中改正の件	3月19日	可決
議第10号	都留文科大学授業料等に関する条例中改正の件	3月19日	可決
議第11号	都留市寿賀祝金支給条例中改正の件	3月19日	可決
議第12号	都留市国民健康保険税条例中改正の件	3月19日	可決
議第13号	都留市印鑑条例中改正の件	3月19日	可決
議第14号	都留市宝緑地広場条例改正の件	3月19日	可決
議第15号	都留市グリーンロッジ条例中改正の件	3月19日	可決
議第16号	都留市火災予防条例中改正の件	3月19日	可決
議第17号	都留市住宅新築資金等貸付条例廃止の件	3月19日	可決
議第18号	平成16年度山梨県都留市一般会計予算	3月19日	可決
議第19号	平成16年度山梨県都留市都留文科大学特別会計予算	3月19日	可決
議第20号	平成16年度山梨県都留市国民健康保険事業特別会計予算	3月19日	可決

議第 2 1 号	平成16年度山梨県都留市簡易水道事業特別会計予算	3月19日	可決
議第 2 2 号	平成16年度山梨県都留市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算	3月19日	可決
議第 2 3 号	平成16年度山梨県都留市老人保健特別会計予算	3月19日	可決
議第 2 4 号	平成16年度山梨県都留市下水道事業特別会計予算	3月19日	可決
議第 2 5 号	平成16年度山梨県都留市温泉事業特別会計予算	3月19日	可決
議第 2 6 号	平成16年度山梨県都留市介護保険事業特別会計予算	3月19日	可決
議第 2 7 号	平成16年度山梨県都留市介護保険サービス事業特別会計予算	3月19日	可決
議第 2 8 号	平成16年度山梨県都留市桑代沢外17恩賜林保護財産区管理会特別会計予算	3月19日	可決
議第 2 9 号	平成16年度山梨県都留市水頭外3恩賜林保護財産区管理会特別会計予算	3月19日	可決
議第 3 0 号	平成16年度山梨県都留市濁り沢外18恩賜林保護財産区管理会特別会計予算	3月19日	可決
議第 3 1 号	平成16年度山梨県都留市板ヶ沢外7恩賜林保護財産区管理会特別会計予算	3月19日	可決
議第 3 2 号	平成16年度山梨県都留市盛里財産区特別会計予算	3月19日	可決
議第 3 3 号	平成16年度都留市水道事業会計予算	3月19日	可決
議第 3 4 号	平成16年度都留市病院事業会計予算	3月19日	可決
議第 3 5 号	平成15年度山梨県都留市一般会計補正予算(第7号)	3月19日	可決
議第 3 6 号	平成15年度山梨県都留市都留文科大学特別会計補正予算(第3号)	3月19日	可決
議第 3 7 号	平成15年度山梨県都留市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	3月19日	可決
議第 3 8 号	平成15年度山梨県都留市老人保健特別会計補正予算(第2号)	3月19日	可決
議第 3 9 号	平成15年度山梨県都留市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)	3月19日	可決
議第 4 0 号	平成15年度山梨県都留市介護保険サービス事業特別会計補正予算(第1号)	3月19日	可決
議第 4 1 号	収入役の選任について同意を求める件	3月19日	同意

議 員 提 出

議員提出意見書案第 1 号	自衛隊のイラク派遣に反対する意見書	3月19日	可決
議員提出意見書案第 2 号	観光立国へ積極的な施策推進を求める意見書	3月19日	可決

一般質問

三月八日・九日の本会議において、八名の議員が一般質問を行いました。



奥秋くに子議員

- 学童保育の重要性と 充実について
- 次世代育成支援対策 推進法について
- 環境問題について

学童保育の重要性と 充実について

問 私は去る十二年六月議会において母親の就労による子育て支援策として学童保育所増設の要望をいたしましたところ、市当局の暖かいご理解とご尽力によりまして、現在、市内四箇所、谷一小の文化会館内のさわやか教室・宝小体育館内のジャリッコの会・禾生第一小の民屋でのなかよしクラブ・東桂小学校内

の桂っ子クラブが開設運営されております事は誠に喜ばしく、深く感謝を申し上げる次第です。

しかし現在運営されている学童保育所の現状とその情操教育の重要性、又、施設の改善策等につきまして、当局の尚一層の御努力とご理解を頂きたくここに項目を掲げて提案させていただきます。

先ず情操教育の重要性についてですが、人間学齢期、低学年の頃から一人ひとりの個性が芽生えて来ます。この時期、学校では見えていない家庭教育に代わる学童保育の段階があるわけですが、とかく現在の社会情勢の中で母親が仕事を抱えているとか、また、核家族化が進む中、親が子どもに関わる時間が少なく、家庭教育の面がおろそかになりがちです。

また、少子化現象の中で今のこどもは家の中で宝物にされながら王様のような存在で、欲しいものは無理をしてでも買ひ与えられ、物が満ち溢れる中で育ち、感謝の気持ちや忍耐する心が養われず、それ

がだんだんエスカレートして、中学生になる頃には「キレる」とか「荒れた学校」となり犯罪の低年齢化が現在大きな社会問題となっております。子どもは情操教育は中学生になってからでは間に合わないと感じます。まさに学童保育の段階が一人の人間形成の上で大きなウエイトを占めており非常に重要であると思えます。

次に公立と私立(民立民営)

方式についてお尋ねします。平成十五年度における県内の『放課後児童クラブ』実施状況は、八市二十八町十六村百四十一ヶ所となっております。このうち、五市十六町三村では、使用料が無料となっております。有料となっている山梨市、大月市でも月額二千円です。しかるに、都留市の保護者負担は、七千円という高額であります。どうしてこのような事になって居るのか、見解をお伺いいたします。

また、実施している五十二市町村のうち、設置者が自治体でないのは、都留市と勝沼町のみであります。勝沼町は四カ所ありますが、二ヶ所が社会福祉協議会で、二ヶ所は町が設置者となっております。父母会が設置者というのは、都留市のみです。又、専従職員の人件費も安く、その経営は電球一個買うのみたいへんなほど厳しい現状と聞きます。男女共同参画条例を全国に

先駆けて制定した都留市が、女性の就労機会の一層の拡大に努力しなければならぬと、また、少子化時代に対応する施策を積極的に推進すべきとき、さらに、「次世代育成支援対策推進法」が成立し、行動計画が策定されようとしているときに、民設、民営のまま、自治体の責務は果たせるのかどうか、見解をお伺いいたします。

次に施設と指導員不足について

ですが、都留市ではほとんどの学童保育所が専用の施設ではなく民間の建物やコミユニティ内学校内を利用して居るため、遊び場所が限られ思うように外で遊べないし、周りに気を使いながら活動している、おやつも手作りおやつの方が子どもは喜ぶけれど調理する設備がないのでこの点も考えて欲しい。

また、指導員が足りない所が多く、先程の情操教育の面までやらなくてはと思いが現状です。

ここで提案ですが、都留市には教員養成過程をめざす学生が大学に沢山います。また、学生も「子ども達に関わりたけれど方法がわからない」と言う声を聞きます。将来、教員を目指す学生にとって大学の勉強を実習に活かす良い機会になると思います。そして、学生も含めた、指導員の増加により、子ども一

人ひとりによく目が届き、情操教育の成果も上がると思えます。

また、昨年より当市で実施されている文部科学省からの「放課後学習センター制度」ですが大学とも連携をとりながら、放課後の学童保育所にも適用していただけたらと思えますがいかがでしょうか。

文部科学省と厚生労働省の縦割り行政の中で、大変難しいと思いますが、地域に根ざした大学と言う意味からも、当局の御努力をお願い致します。

今学童保育に携わる方々、全面から子どもの成長を願う働くお母さん、そして女性教師とともに、以上の点を強く訴え市当局の賢明なご理解とご努力をよろしくお願い致します。

答

放課後児童クラブ(学童保育)は、保護者が昼間家庭に不在となる小学校低学年の児童を対象に、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与えるもので、児童の健全な育成にとって必要な事業と考えており、昨年三月策定いたしました「都留市子育て支援計画」においても放課後児童クラブの拡大、充実を主要施策の一つとして位置づけており、その認識は議員と同じであるものと考えております。本市におきましては、現在四地区で放課後児童クラブが設置されておりますが、本年

四月には新たに禾生第二小学校区に開設を予定し、現在準備を進めております。

本市の放課後児童クラブは、県下でも唯一「民立民営方式」を採用することにより、公からの支配や干渉から離れ、親の「自分の子供は自分で育てたい」という子育ての権利を保障し、親をばらばらにしてしまうことなく、親たちが力を合わせ自分たちの手で運営する事により、教育全体の質の向上に寄与してまいりました。

この方式は、他市町村からは「都留市方式」として大変注目され高い評価を受けておりますが、これは何と云ってもクラブ設立から運営まで携わっていただいております保護者会の皆様のご努力と、この事業に対しますご理解とご協力のためものであり、深く感謝申し上げます。

また、この「民立民営方式」におきましては、各クラブがそれぞれ自主自立を基本とした特色ある自由度の高いクラブ創りが出来ると共に、多様化するニーズに迅速・柔軟に応える事で自尊心と共に、他者と協力してよりよい社会を創っていかうという社会力を持った、子供たちを育てること、つながるものと考えております。

次に使用料についてですが、まず、公共サービス提供の基本方針について申し

上げます。

今日、大変厳しい財政状況にもかかわらず、多様で高次、しかも選択的な公共サービスが次々と発生しております。それらの行政サービスへの対応を考える際のポイントとして重要なのは、一つは「民間で十分対応できるものは、民間に委ねる」次に、「行政が仮にそのサービスの生産主体になることを選択したとしても、その費用負担については、即、税金で賄うことにならない」という二点であります。

費用負担についてはあくまでも、「利用者の負担能力」や「利用する人としらない人との間の公平性の確保」さらに、「資源の有効利用」といった尺度で検討し、決定されるものであると考えております。

このような基本方針に沿い、各クラブの運営補助金について検討いたしました結果、従来まで国の補助基準額に基づき交付しておりました、クラブあたり百二十万円を三十五万円増額し、本年度は百五十万円の予算計上いたしましたところであります。

次に、施設と指導員不足についてであります。施設整備の要望に対し、出来る限り対応してまいりたいと考えております。

また、指導員等につきましては、現在、谷村第一小学校のさわやか教室におきまして、

非常勤の補助指導員として都留文科大学生七名、ボランティア四名のご協力をいただいておりますが、今後、他のクラブに対しても学生の紹介や情報提供など支援してまいりたいと考えております。

次に、都留文科大学生による「放課後学習チューター」の学童保育への指導についてであります。この「放課後学習チューター」制度は、平成十五・十六年度の二年間に渡り、文部科学省から「放課後学習チューター」の配置に係る調査研究事業」として、都留文科大学と東桂小・中学校が指定を受け、事業を実施しているところであります。

この事業は、放課後の学習相談をはじめとした児童生徒へのきめ細かな指導や学習上のつまずきの解消、さらに、学習意欲の向上を図ることを目的とすると共に、将来、教員を志望者とする大学生に、教員としての資質・能力を身につけさせようとするものであります。

この制度の趣旨からして、また、本事業が調査研究中であることを考え合わせますと、現時点においての学童保育への指導協力につきましては、困難ではないかと思われまので、ご理解をお願い申し上げます。

次世代育成支援対策推進法について

問 平成十五年三月、市の子育て支援計画・エンゼルプランが策定され、少子社会への対策が進みつつあります。

また、昨年七月十六日には、「次世代育成支援対策推進法」が、公布・施行されました。この法律に基づき、市には平成十六年度中に、平成十七年度から二十一年度までの行動計画の策定が義務付けられると承知しておりますが、どのように取り組まれておるのかお伺いいたします。

答 少子化対策に対する国の取り組みにつきましては、平成十一年に「少子化対策基本方針」や「新エンゼルプラン」を策定し、女性が出産しても仕事と子育てを両立出来るよう「公設民営保育所」の拡充や学童保育の拡大などの育児サービスの充実を図る事を柱に、対策が講じられてきたところであります。

しかし、従来少子化の主な要因でありました晩婚化に加え、「夫婦の出生力そのものの低下」という新たな現象が見られ、現状のままでは、少子化は今後一層進行すると予想されることから、平成十四年には、「男性を含めた働き方の見直し」、「地域における子育て支援」、「社会保障における次世代支援」、「子供の社会

性の向上や自立の促進」の四つをコンセプトにした、少子化対策の軸足を、対症療法的な育児支援からさらに積極的な「出産奨励」に転換した「少子化対策プラスワン」を取りまとめ、これを具体化するため、昨年七月「次世代育成支援対策推進法」を成立させるところであります。

この法律の施行に伴い、地方公共団体においては、国の行動計画策定指針に即して、地域における子育て支援、親子の健康の確保、教育環境の整備、子育て家庭に適した居住環境の確保、仕事と家庭の両立等について、目標や目標達成のために講ずる措置の内容等を記した、行動計画を策定することとなっております。

この計画では、平成二十一年を中途に一期五年の期間で行動計画を策定することとしており、平成十五年及び十六年の二ヶ年間を「次世代育成支援対策の基盤整備期間」に位置づけております。

本市におきましては現在、計画策定のための基本調査を実施しておりますが、昨年度に策定いたしました「都留市子育て支援計画（エンゼルプラン）」を基本として、その実施計画とも言うべき「都留市次世代育成支援行動計画」を、平成十六年度に於いて策定してまいりたいと考えております。

環境問題について

問 私たちの経済は、大量生産・大量消費・大量廃棄型のシステムによって発展してきました。

しかし、その一方、自然界に排出される大量の廃物によって、自然の生態系バランスが崩され、地球温暖化など地球環境の悪化を招いてしまっています。

私の手元には、平成十二年度の資料しかないのですが、それによりますと、全国で排出された一般廃棄物（ごみ）は約五千二百三十六万トンであり、これは、東京ドーム百四十一杯分に相当するそうです。

国民一人当りに換算すると、一日に千百三十グラム、その内訳は、生活系ごみ七百四十グラム、オフィスや飲食店から出される事業系ごみ三百九十グラムとのことです。本市の状況はどんな数値になっておりますかお伺いします。

今、私どもに求められていることは、ライフスタイルや経済活動を見直し、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減される社会の実現です。そのために、私たちは何をなすべきなのでしょう。

ここで私は、三つのRを実践していくことだと思えます。リデュース（ごみを減らすこと）、リユース（繰り返し使うこと）、リサイクル（資源とし

て再利用すること。の3R運動です。本市でも、市及び市民団体による提昌でごみの減量化活動が取り組まれていますが、いまひとつ成果を上げる段階にないように思われます。この運動に欠けるものはいくつかあります。

一世帯当たり一日に何グラムのごみの排出を抑制するかの目標を示して市民に呼び掛けたりどうかと考えます。循環型社会の構築を進めるためには必要なことだと考えますがいかがでしょうか。

小林市政五本柱の一つである「グリーンアクション」の推進は、着実に前進しているものと評価しております。

しかし、この取り組みをさらに推進するため、「環境の保全と創造について、基本理念を定め、環境の保全、創造に関する施策を総合的、計画的に推進し、現在及び将来の市民の健康で安全かつ文化的な生活の確保に寄与する」ことを目的とする「都留市環境基本条例」を制定する必要があると考えますが、いかがでしょうか。

答 現在の多様化した廃棄物の問題は、社会経済における過剰な物質の流れが引き起こす、歪みの一つであると言われております。

従来のような焼却処分や最終処分に依存する方法では、既に行き詰っていることは明

白であり、地球環境に極力負荷を掛けないようにするため、一人ひとりが廃棄物の排出抑制、再使用、再利用による循環型社会の形成に努める必要があると考えております。

ご質問の、本市の一般廃棄物の排出量の状況につきましては、平成十五年一年間で約一万六千八百七十七トン、市民一人当たり一日に八百六十七グラムで、全国平均千三百三十グラムを大きく下回っている状況にあります。

その内訳は生活系ごみが六百九十三グラム、会社、飲食店などの一般事業系のごみは百七十四グラムとなっております。前年と比較しますと全体で約二十九トンの減となっております。

次に、「リデュース」、「リユース」、「リサイクル」の3R運動についてであります。地球に負荷を掛けない、循環型社会の構築には製造段階からの総合的な取り組みが必要であり、この3R運動はゴミ減量化の基本でありますので、市民に周知し、一人ひとりの日常の行動に、結びつくよう啓発に努めてまいります。

また、減量化のための行動の目標となります。排出抑制の数値目標の設定につきましては、現在、「都留市一般廃棄物処理基本計画」の見直しを行っておりますので、その中で排出量等の数値目標を設定してまいります。

次に、環境基本条例の制定についてであります。現在は、豊かな自然環境を現在及び将来の世代の共有財産であることを強く認識する中で、今ある環境を守り創造し、将来へ引き継いでいくという大きな責務を負っております。

本市が、今ある環境を損なうことなく、健全で持続可能な発展をとげ、自然と共生した確かな未来を迎えるためには、今何をしなければならぬかを考え、市、市民、事業者等の責務を明らかにし、迅速に行動に移す必要があり、環境条例の制定はその決意を示すものとして重要でありますので、今後、制定に向け検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

小俣 武議員

○市町村合併について

○体育施設と

○NPO法人について

○多頭飼育と

○地域振興について

市町村合併について

問 平成十二年、国において地方分権一括法が施行され四年が経過する中、地方自治体においては地方分権を

実現し、個性豊かで活力に満ちた地域社会を形成することが重要課題だがパブル崩壊後、

長引く長期的構造不況の中、社会経済が急速に変化し対応が厳しい今日、政府においては「構造改革なくして日本経済の再生と発展はない」と三位一体の改革の推進に伴い、自己決定、自己責任が問われる地方自治体においては、市民、議会、行政がともに切磋琢磨し、連携、協議していく事が重要であり、地域の創意工夫による行政運営の確かなものにする為に住民ニーズを把握し、自らの手で企画立案をする能力を養うことが必要と思えますが当局の考えはいかがでしょうか。

二〇〇二年住民発議により、四市町村の合併問題が提起され、昨年十一月二十八日、合併の是非を含め論議の場である法定合併協議会が設立されましたが本来の話合いがされず、本年一月二十二日、合併協議会が解散し、都留市議会において一月三十日臨時議会を開き、都留市・西桂町・道志村・秋山村の法定協議会を解散する議案を可決し決定した。

法定協としては県内で初めての解散であり、わずか二ヶ月で枠組みが崩壊した事は、合併協議会を進める上で何がおの様に原因があったのかお尋ねします。

平成十七年三月三十一日の合併特例措置の期間まで、一年三ヶ月の空白期間を作った事は多大な労力と時間を費や

した事と思いますが、次のステップへの糧として前向きに進む事を期待いたします。

本会議の市長説明によりまずと道志村との任意合併協議会を設立し、地方分権時代にふさわしい、個性的で自立的な連帯感あふれる地域社会を実現する為の新たな自治システムを十分検討、論議し、その情報を市民に積極的に提供すると共に、住民の意思を十分に確認しながら合併問題に結論を出す」と表明されております。そこで、

- 一 道志村との合併の目的について
- 二 合併の賛否をどの様な方法で市民に問うか。
- 三 合併協議会での情報を積極的にどのような形で提供するのか。
- 四 特例債についての目的はあるのか。
- 五 合併協議会委員の人はどのような分野から、どの位の人員で結成し時期はいつ頃になるのか。

以上の五点についてお尋ねします。

答 地方分権時代を迎え、自己決定・自己責任に基づく、個性的で自律的な連帯感あふれる地域社会を実現するため、議員ご指摘のとおり、地方公共団体自らが政策形成能力を培うことは、ますます重要になるものと考えており

ます。

ます。

また、都留市・西桂町・秋山村・道志村合併協議会の解散の原因につきましては、西桂町において、合併に関する住民アンケート調査が実施され、四市町村の枠組みによる合併を支持する意見が七・四％と低かった結果を踏まえて、合併協議会からの脱退表明がなされたことによるものであります。

お尋ねの一点目の道志村との合併の目的についてであります。今、地方公共団体では、人々の実際の行動範囲に必要性や、地方分権の推進により多様化・高度化する行政需要への対応、また、危機的な財政状況の中、自立した財政経営が求められており、本市の未来像を考えると、市町村合併問題は避けて通れない課題であります。

現在、議会の要請に基づき、道志村との任意合併協議会の合わせた広域的な地域振興の設立準備を進めておりますが、この任意合併協議会を通じて、新市将来構想等を策定し、古くから人的交流が行われ、密接な関係を有する道志村との合併の意義や、合併後の「まちづくりビジョン」を明示することにより、住民の意思を確認し、合併の是非に関する方向性を定めてまいりたいと考えております。

二点目の合併の賛否をどのような方法で市民に問うか

あります。住民に情報提供を十分行った後、合併協議会を通じ、合併の是非を決める判断材料として、住民意向調査を実施してまいりたいと考えております。

三点目の情報をどのような形で提供するかのお尋ねですが、協議会だよりの発行や、ホームページの開設と共に、住民説明会を開催するなど積極的に情報提供に努めてまいりたいと考えております。

四点目の合併特例債の目的についてあります。合併特例債は市町村合併に関する特例法に基づく優遇措置のひとつであり、道志村との場合、新市建設計画に基づく、まちづくり建設事業として、上限約七十三億五千万円が認められ、その内の九十五％が地方債を充当することが可能で、その七十％が基準財政需要額に算入されるという財源的に有利な制度であります。今後、合併協議会での協議に基づき「新市建設計画」に盛り込むことにより、厳しい財政状況の中、財政的に先送りにせざるを得ない喫緊の事業に対して、合併特例債を活用することにより、早期実現が可能となるものと考えております。

五点目の任意合併協議会委員の人選につきましては、任意合併協議会の規約に基づき、都留市、道志村共に、十五名ずつとし、二市村の長、議会の議長及び副議長、二市村の

長が協議して定めた二市村の職員、学識経験を有する者としております。この中で、学識経験者につきましては、議員、教育、商工、福祉等の各分野からの人選を検討しております。

また、任意合併協議会の設立は、道志村と協議を行う中、三月十八日を予定いたしております。

体育施設と

NPO法人について

問 昭和五十五年計画決定がなされ、その計画から十四年が経過する間に昭和六十一年楽山球場がオープンし、

かいじ国体で全国の少年たちが集い、熱戦で流した汗が市民の野球場として親しまれながら、心身鍛錬そしてレクレーションの場とし、さらには都市防災の避難地としての機能をも合わせ持つ施設であり、昨年四月には待望のやまびこ競技場が日本陸上競技連盟公認の第三種競技場として自然に囲まれた環境の下、市民のスポーツ振興に一段の飛躍を期待する所です。

昨年、県の財政難から県下各地の進行中の施設に対し、緊急縮小対策が決定され総合運動公園も対象事業に決定したと思えます。

昭和五十六年事業認可を受けた十一・九ヘクタールのうち六・五ヘクタールの施設整

備は、すでに完成しておりますが、やまびこ競技場、多目的広場以外の芝生広場、テニスコート、管理棟等の計画にどの様な変更があるのか、用地取得の進捗状況は当初の計画通り施設を完成するのにはどの位の事業費が見込まれるのかお尋ねします。

体育協会の懸案事項であった特定非営利活動法人(NPO法人)も昨年十二月一日発足し、関係者一同の労苦に敬意を表する次第です。

体育施設利用方法についてNPO法人が管理する施設についてお尋ねします。

NPO法人も事務局長一名、数名のパートを採用すると思えますが、ボランティアの指導者も多く、運営していくのに困難な事が多くあると思えます。発足間もないNPO法人がスポーツ振興施策を効果的・効率的に実施するには緊縮予算にならぬ様、寛大な予算計上を願います。

スポーツ少年団の団員が学校週休二日制になり、スポーツに理解を持つ団員達が激しい運動をしながら、たくさん汗を出しながら輝く姿は真に宝であり、団員達の将来像が見えてくるようです。指導者が青少年育成、心身鍛錬、非行防止、社会ルール、競技力向上に努力して下さる指導者に感謝を申し上げながら、スポーツ少年団、体育施設の完全無料化について当局の考

えを求めます。

答

都留市総合運動公園につきましても、市民の体力向上や健康の保持・増進、また、レクリエーションや競技力向上の場として、さらには、都市防災上の避難地としての機能を併せ持った公園として、昭和五十五年より整備に取り組んでまいりました。

この間、昭和六十年には「楽山球場」が完成し、また、昨年四月には「やまびこ競技場」が完成し、市民スポーツの振興に大きく寄与してまいりました。

しかし、この「公園」は、着工以来二十四年もの年月を費やしていることから、「事業の長期化による市民ニーズの変化に見合った施設であるのか」、また、「建設を継続して行く必要性があるのか」、などについて評価を下す「山梨県公共事業再評価委員会」における再評価の対象となり、昨年六月に判断が下されたところであります。

内容といたしましては、この公園は、メイン施設である「野球場」と「陸上競技場」が完成しており、機能的には完成に近づいていることや、一方で、当初の計画どおりに完成させるためには、広大な用地の買収や、さらに、長期にわたる事業の期間が見込まれることなどから、「最低限度必要な範囲の施設整備計画に見直した上で、継続されたい」

とのものであります。

そのご意見を踏まえ、平成十六年度に、現在の市民ニーズに的確に対応した、コンパクトでコスト削減に考慮した、施設となるよう検討を加え、早期に完成を図ってまいりたいと考えております。

なお、現在までの用地の確保状況につきましては、整備計画区域面積八万平方メートルの内、八十四・二％に当たる六万七千四百平方メートルを、取得したところであります。

また、当初計画どおりに施設を完成させることといたしますと、今後、必要な事業費は用地費として約七億五千万円、施設整備費として約四億円、計十一億五千万円程度が見込まれるところであります。

次に、体育施設の利用方法についてであります。特定非営利活動法人都留市体育協会が管理する施設は、市民総合体育館・下谷体育館・楽山球場・やまびこ競技場などとなっております。

都留市体育協会の法人化にあたりましては、体育協会内に特別委員会を設置して、財源や組織・構成などについて検討を行ったところであります。

その中では、業務に当たる職員を選任の方法、体育施設管理の範囲や金額など具体的な協議が行われておりますが、特に、事業運営に当たっては行政が時間をかけて、十分に

支援をすることを申し合わせるところであります。

また、施設の委託金額につきましても、平成十五年度の管理実績を基本に体育協会職員の人件費なども考慮し、財政的に不足が生じないよう配慮してまいりたいと考えております。

今後、体育協会と行政が緊密に連携しながら、体育振興という共通の目標に向かって取り組み、市民一人ひとりが生涯にわたりスポーツに親しめる環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、スポーツ少年団が利用する体育施設使用料の無料化についてであります。スポーツ少年団につきましては、青少年の心と体を健全に育てる組織として、また、生活と結びついた地域社会の中で少年・少女たちの社会活動の場として大変意義深い組織であり、その指導に当たる関係の皆様は、心から敬意を表する次第であります。

スポーツ少年団が利用する体育施設の使用料につきましては、先程、奥秋くに子議員のご質問にもお答えをしたとおり、使用料や手数料などの受益者負担を考える際の三つのポイント、「利用者の負担能力」、「利用する人と、しない人の間の公平性の確保」、「資源の有効利用」といった尺度で決定すべきであると考えております。

こうした、スポーツの振興をめぐる諸課題に体系的・計画的に取り組むため、平成十六年度において都留市スポーツ振興審議会を設置し、誰もがスポーツに親しむことが出来る、生涯スポーツ社会を実現するための枠組みや手法、また、制度等について検討してまいります。この中で、青少年活動に対する支援につきましてもご意見を伺い、判断材料としてまいりたいと考えております。

今後、学校・家庭・地域社会・市民活動団体・行政が協働して青少年を健全に育成できるような、環境づくりに努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

多頭飼育と地域振興について

問

都留市は九十一自治会で構成されそれぞれの自治会では自治会長を筆頭に三役構成されている自治会が数多くあり、常日頃、地域振興課の指導を仰ぎ、環境美化、環境保全、環境衛生に関し都留市発展に多大な功績をしていただいている事に衷心より感謝を表する次第です。

しかし、一部の心ない市民により社会道徳に反し、本来なら静かな住宅地なのに多くの人々に迷惑をかけている多頭で社会生活を送っている多頭

飼育者の姿を見てどう感じますか。

多頭飼育の問題が提起され十三年を経過しようとしている今日、住居地として山々の木々に囲まれた自然環境の良き権現原、小野、湯ノ沢の地域では環境が大きく破壊され、多くの住民に多大な迷惑をかけ、精神的にも、肉体的にも大きな苦痛を与え、幼児に小学生に、時には危険な体験をさせる事もあると思えます。

地域住民は、一日も早く以前の様に安全で住み心地の良い、親子で散策ができる生活を願っていると思えます。

近年、異常発生しているサルにおいては小形山、古宿、羽根子、平栗、加畑、厚原、金井、上大幡、下大幡、まだまだ多くの地域に出没し、イノシシにおいては市内山間地全域に及んでおります。

サル、イノシシが自然繁殖しても大きな社会問題になるのに、一部の人間が社会道徳に反し、多くの人に迷惑かけて十三年、なぜ事態が改善されないのか不思議でなりません。

市当局、県関係部署の対処についてお尋ねします。市で開催される環境審議委員会は、年何回開催されて多頭飼育問題は提起されたか、また、現在ほどのような状況かお尋ねします。

さらに、幼児が遊び母親、父親、高齢者が夏場、日陰で

休息が取れる樹木のある、遊具のある、自治会内児童公園は、市内に何箇所ありますからお尋ねします。

答 各自治会長の皆様におかれましては、日頃から清掃などの環境活動、体育・レクリエーション活動、防犯・防災活動、行政連絡など、地域・地区における住民福祉の向上に、また、市政発展のためご尽力、ご協力をいただいておりますことに、心より感謝いたしておりますのであります。

ご質問の、多頭飼育問題につきましては、議員ご指摘のとおり長期間にわたり、地域の皆様に多大な迷惑をお掛けいたしている状況であります。市といたしましては飼育者に対し適正な飼育等について、再三再四にわたり指導を行い、県におきまして「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき、改善命令を行ってまいりました。

また、この問題を契機として、県においては「山梨県動物の愛護及び管理に関する条例」を制定し、対応しておりますが、解決されない状況であり大変遺憾に思っているところであります。

現在、飼育者に対する告発等につきましては、告発することができるとかどうかを含め、関係機関と協議いたしているところであります。

頭数の削減につきましては、

関係八自治会、都留警察署、都留市環境審議会、県衛生業務課、保健所、都留市、愛護団体などで構成された、官民一体となる多頭飼育犬対策会議を中心に、頭数削減、環境浄化などに努めてきたところであります。

その結果、昨年二月の飼育頭数は、二百五十六頭でありましたが、本年二月に確認をしたところ百九十九頭であり、最も多かった平成十三年の三百九十五頭に比べると百九十六頭の減少となり約半数となっておりますが、成果は徐々にではと考えております。

今後とも、地域住民の不安を解消するため、関係団体の協力を得る中で、多頭飼育犬対策会議で決定された関係機関それぞれ立場での役割分担に基づき、成犬・子犬の譲渡、避妊・去勢手術など頭数の削減、環境の浄化等に務めてまいりたいと考えております。

次に、環境審議会の開催状況等でありますが、二年に一回程度開催をしておりますが、多頭飼育問題につきましては、諮問をしていない状況であります。

次に、市内の公園の箇所数についてであります。樹木が植栽され、遊具が設置されており、かつ百平方メートル以上の都市公園、農村公園、ちびっこ広場、市営住宅団地

に付置されている幼児遊園を含めて確認されているものは六十一箇所となっております。

谷垣喜一議員

○市民サービスの向上について

○学童保育について

○高齢者居住支援制度並びに高齢者生活支援センターについて

○総合電子窓口(ワンストップ・ノンストップ市役所)について

○CAPプログラムについて

市民サービスの向上について

問 日々、市民の皆様は親切・いていねいをモットーに、速くて便利な窓口業務を遂行していただいております。関係職員の方々に對しまして、深く敬意を表しますとともに、

市民より要望がありました件を含めお伺いいたします。一点目は赤ちゃん連れのおかあさんより、赤ちゃんを休憩させる場所がないとお話しをいただきました。確かに一階カウンター付近は狭いものがあります。混雑時の待ちスペースや赤ちゃん連れのおかあさんが休憩できるスペースを確保していただけないでしょうか。フロア再編成等も含

めお考えをお聞かせください。二点目は、相談室の設置についてお伺いいたします。

現在、一階中央ロビーに相談コーナーが二箇所ございますがあまりにもオープンすぎで、プライバシーを保つどころではございません。職員の皆様も周りを気にしながらの対応をしいられております。また確定申告の時期は、確定申告相談コーナー、選挙がはじまりますと不在者投票所となる状況にあります。

相談者が安心して相談できる雰囲気づくりが必要であり、そのためにもしっかりとした相談室が必要ではないでしょうか。

お考えをお聞かせ下さい。三点目は、市民の皆様が市役所を訪れ、入口付近で行く課が分からず困ってしまうというお話しをいただきました。高齢者に限らず、私も気が小さいものですから市役所に行くというだけで緊張感があります。

広い庁舎をあちこち探すのではなく、窓口案内や申請手続きの手助けをしていただくフロアマネージャーの配置を願うものであります。昨年視察いたしました宮古市をはじめ、三鷹市、鶴ヶ島市等多くの自治体で実施しております。また、二月二日には大分市でも開始し早くも市民の方より「あちこち迷わずに窓口に行くことができた。ありがたい。」

と好評を博しております。本市でも是非フロアマネージャーの配置をさせていただけないでしょうか。お考えをお聞かせください。

四点目は、総合窓口いわゆるワンストップサービスについてお伺いいたします。

昨年、宮古市、糸満市の総合窓口を視察いたしました。窓口職員の方は、「お客様のご用件をお聞きして手続きを進めますので、お客様ご自身が窓口を何ヶ所も移動するわずらわしさを最小限にしています。」と話しておりました。

宮古市では平成十一年一月四日から本庁舎一階の窓口を一新し、これまでの届け出や証明書の種類ごとに別々の窓口で手続きをしていたものを、一箇所の窓口で大部分の受け取りができるように変更しました。一階の総合窓口を訪ねてみると、六箇所の窓口の前には銀行の窓口のように受付番号発券機が設置され、市民が整然と座れる椅子が用意されておりました。また、入り口のところでは市民が希望する業務の把握及び窓口の機能的な活用と支援のために、一番仕事のわかる課長・補佐・係長が順番で「フロアマネージャー」としてカウンターに立ち、市民の要望に即時に対応できる体制づくりがされておりました。

このカウンターにありますフロアマネージャーが、総合

窓口以案内するか主管課に案内するかを判断しております。

市民の方々をお客様としてサービス係に徹しておりますので、市役所のイメージも一新され、これこそ市民サービスの拠点という感じを受けました。

また、総合窓口で対応しきれない、国民健康保険、国民年金、医療給付の各事務など専門的な知識を要する分野においては、その業務担当職員からの支援が必要になりますから、後方支援職員として総合窓口の側近にて業務をしていました。

このように組織を有効に活用し、なおかつ事務事業のマニュアル化を進める中で行政側の不安は、従来と比較して処理時間がかかるのではないかと、窓口をひとつにすることで専門的知識が必要になるのではないかとというものがあつたそうです。しかし、同種の業務を行う窓口が六箇所となつたことにより、従来に比べて一人の市民に対する業務処理時間が短縮され、また、三十事業をシステム化し、各業務の関連性を精査・熟練者のノウハウをプログラムに組み込んだ仕様書を作成し、操作者が次に何をすべきかをコンピュータが示唆してくれるようなシステムを構築したことにより、窓口の対応がスムーズに行く様になったように

す。

市民からは、「何カ所も窓口を廻ることがなくなり、楽になった」、「ほとんどの用事が一箇所ですむ」、「番号札を取って待つので、自分の順番が予想できて安心」との声も寄せられておりました。

本来の縦割り行政の持つ弊害に疑問を持つ職員は少なくないと思われませんが、開かれた市民サービスのため、職員も市民の方々も疲れないようカウンターを低くし座りながら対応できるワンストップサービスをしていただけないでしょうか。お考えをお聞かせ下さい。

五点目は、市民サービス向上委員会の設置について伺いたします。市民の皆様ニーズに対し、瞬時的に確な対応が求められる時代がきたと思われまます。民間企業は、マーケティング調査やアンケート調査など行い一人でも多くの顧客確保のため日夜努力をしております。

本市といたしまして、市民の皆様が何を求めているのか、どんなサービスを望んでいるのか調査研究をするプロジェクトチーム、市民サービス向上委員会の設置をしていただけないでしょうか。お考えをお聞かせ下さい。

答

本年二月、都留市ユニバーサルデザイン指針を策定し、年齢、性別、身体的能力、言語などの違いにか

かわらず、また、人々が持つ様々な特性や違いを超えて、誰もが暮らしやすい豊かなまちづくりを目指す、ユニバーサルデザインを市政推進の基本的な考え方として、地域づくりに取り組んでいくことといたしました。

指針では、「ユニバーサルデザインの普及」、「協働型地域づくりシステムの構築」、「安心・安全・快適なまちづくり」、「満足と納得ができるサービス・情報の提供」の四つの視点を定めており、特に、「満足と納得ができるサービス・情報の提供」では、満足度の高い行政サービスの提供を目指し、窓口サービスの向上、わかりやすい行政文書の提供、気配りのあるサービスの提供の三つの目標を掲げ、計画的に順次取り組むこととしております。

お尋ねの休憩場所の設置につきましましては、来庁されたお母さん方のご意見・ご要望によりますと、「庁舎内であっても目の届くところに子供を置きたい」、「設置場所が入口付近では不安」など、ご意見等が寄せられたため、ご希望の多かったベビーカーを一階に二台、二階に一台設置すると共に、届出又は申請書の記載の際は、職員がお子様を預かるなど、極力支障が起きないように対応しているところでありまます。

次に、相談室の設置につき

ましては、現在、来庁者との相談や打ち合わせなどは、一・二階の多目的ブースを使用しておりますが、議員ご指摘のとおり、相談者のプライバシー保護の観点から、独立した相談室が必要であると認識しており、暫定的な措置といたしました。多目的ブースの出入口開口部に扉を装着するなど、プライバシーの確保に努め、相談者が安心して利用できる施設に改善してまいります。

いづれにいたしましても休憩場所、相談室の設置につきまして、庁舎全体が手狭になつており、新たに設置するスペースを確保することが難しい状況であります。ユニバーサルデザインを取り入れた再編計画を立て、整備してまいります。

次に、フロアマネージャーの設置についてであります。来庁者への案内につきましましては、ユニバーサルデザインを導入した、各課の配置図や案内看板を設置したことにより、以前に比べ市民の皆様にもわかりやすくなったとの声が寄せられております。

今後とも、来庁者に対して、きめ細やかな対応や、質の高い迅速なサービスの提供を行うため、職員全てがフロアマネージャーとの強い意識を持ち、一丸となつて取り組んでまいります。

す。

次に、総合窓口についてであります。窓口の統合化は、来庁した市民の皆様を案内を移動するわずらわしさを、最小限にするための有効な手段であります。

しかしながら、各業務を統合する電算システムの新たな開発、庁舎内の物理的な問題等から一朝一夕には実現できないものでもあります。今後、先進事例等を参考に、本市の現状に相応しい窓口サービスの実現に向け、研究を進めてまいります。

次に、市民サービス向上委員会の設置についてであります。市民の皆様は、価値観や生活様式が多様化している現在において、市民の皆様ニーズも多岐多様化しており、我々行政といたしまして、瞬時的に確な対応をし、厳しい財政状況の中においても、市民の皆様は満足度が高い、簡素で効率的な行政経営に心掛けていくことが求められております。

今後とも、都留市ユニバーサルデザイン指針に基づき、満足と納得ができるサービス・情報の提供を目指し、庁内推進体制の整備と確立に努めてまいります。



児童保育について

問 現在、児童保育において、学校教育では中々目が届かない友達同士の連帯感や道徳心を教え、非行に走らない正義感の強い子どもにしよう

と一生懸命努力しております。そうした児童保育にたずさわってお母さん方や連絡協議会から三点要望がありましたのでお伺いいたします。

一点目は、指導員さんと補助指導員さんにお願いでいる時間を一緒にしていただけないかお伺いいたします。現在、指導員さんが四時間、補助指導員さん三時間でお願いでいる状況ですが子どもたちが来る時間が同じですので何とか二人同時の時間帯でお願いできないでしょうか。

二点目は、時間外手当の増額についてお伺いいたします。開催単位でバラつきがありますが、年々延長保育を希望する方が増えているとお聞きいたしました。指導員さんの手当てですが十三時から十七時が一時間千円、十七時から延長保育の場合一時間七百五十円となっております。何の仕事でも残業代が安いと聞いたことがあります。まして、子どもたちのために一生懸命頑張っているわけですから少しでも張り合いが持てるよう残業代のアップをお願いするものでありますがいかがでしょうか。

三点目は、保護者負担金についてであります。景気回復の兆しが見えてきたといわれますが、まだまだ厳しい状況にあるのはまちがいありません。現在、保護者負担金五千元、おやつ代二千円（一部千円）合計七千円保護者より負担していただいております。

児童保育に二人預けると一万四千元の負担になります。何とか保護者負担金の引き下げと、二人目以降の減額等検討していただけないでしょうか。お考えをお聞かせ下さい。

答 小学校低学年児童を対象にして、昼間保護者のいない家庭の児童の健全育成を図ることを目的に設立された、放課後児童クラブ事業（児童保育）につきましては、平成十五年度より、東桂小学校区の「桂っこクラブ」、禾生第一小学校区の「なかよしくラブ」がスタートし、現在四クラブが活動しているところであります。

それぞれのクラブにおける運営形態につきましては、協働の精神に基づき地域の協力を頂く中、地域の特性や自主性を生かすと同時に、家庭や地域の教育力を高める事を目的とした、「民立民営方式」により運営されているところであります。

ご質問の指導員と補助指導員の重複時間帯、また、時間外手当についてであります。国の補助金交付要綱において

は、保育児童数に対する指導員や補助指導員の定数、また、指導員への報酬・手当て額等の基準については、特に定められておりません。

このため、それぞれのクラブの役員会において、保護者会の予算額に応じて支給額を決定し、運営されている状況にあります。

次に保護者負担金についてあります。これにつきましては各クラブの会則において、保護者負担金としておやつ代を含め月額七千円を徴収しております。

また、第二子に対する負担金につきましては四千五百円、あるいは三千五百円、また、第一子と同額等、それぞれのクラブの事情により異なる負担額となっております。

このような中、市といましては、放課後児童クラブに対する国の補助金が減額されている状況にありますが、子育て支援策として重点的に推進していかねばならないことから、平成十六年度予算において、各クラブに対する運営補助金を、一クラブあたり三十万円を増額し、百五十万円、予算計上したところであります。

今後とも、放課後児童クラブ事業の充実が図られますよう期待すると共に、運営面に対する支援につきまして、なお一層努力してまいります。

と考えております。

高齢者居住支援制度並びに高齢者生活支援センターについて

問 高齢化の急激な進行に伴い、高齢者世帯あるいはひとり世帯の方が急増しております。

本市におきましては、高齢者対策といたしまして、昨年三月策定されました第二期都留市高齢者保健福祉計画に基づき進められていると思われ

ます。私は、今年になりました三人の高齢者の方々より、ひとり世帯の市営住宅入居相談を受けました。

現在都留市において高齢者一人で入居できる住宅は、市営蒼竜峡団地七十二号棟二十四戸しかなく空きは全然ない状況でした。

民間のアパートでは、お年寄りというだけで大家さんが不安がり入居を断られる状況にあります。

こうした高齢者の住まいの現実を知りますと、何とかできないものか調べてみました。

国におきまして、二〇〇一年四月六日に「高齢者の居住の安定確保に関する法律」を公布、この法律に基づいて同年十月一日「高齢者円滑入居賃貸住宅登録制度」を創設いたしました。

この制度は、都道府県ごとに指定された登録機関に、高

齢者の入居を拒まない賃貸住宅をオーナーの申請に基づいて登録し、集約された情報を市町村の窓口やインターネットなどを通じて、広く一般に提供していく制度です。その他に「高齢者家賃債務保証利用可能賃貸住宅」があります。

本市において「高齢者円滑入居賃貸住宅」及び「高齢者家賃債務保証利用可能賃貸住宅」が登録されているかお伺いたします。

また、現在賃貸住宅に居住されている高齢者は、少なからず家主からの立ち退き要求に対する不安を抱えている現状があります。「高齢者の居住の安定確保に関する法律」第五章には終身建物賃貸借制度が示されております。この法律では、高齢者が賃貸住宅に安心して住みつけられるしくみとして、バリアフリー化された住宅を、高齢者の終身にわたって賃貸する事業を行う場合に、都道府県知事の認可を受けて賃貸借契約において、賃借人が死亡したときに終了する旨を定めることができるとしております。

本市におきまして終身建物賃貸借制度を活用している住宅があるかお伺いたします。しかし、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」第四章地方公共団体等による高齢者向けの優良な賃貸住宅の供給の促進等にある第四八条では、「地方公共団体は、その区内に

において高齢者向け優良賃貸住宅その他の良好な居住環境を備えた高齢者向けの賃貸住宅が不足している場合においては、基本方針に従って、その整備及び管理に努めなければならない。」とあります。

本市におきまして蒼竜峡団地の二十四戸以外に増やしていただけないでしょうか。お考えをお聞かせください。

現在本市におきましては、平成十三年度より都留市高齢者友愛訪問事業が実施されており、条例をみますと、「都留市老人クラブ連合会に委託し、この事業による訪問を希望する者とする。」とあります。声かけ運動からはじまり高齢者の方々に対し配慮された運動をされている状況です。

しかし、ひとり住まいの高齢者のかたは、悪質商法、詐欺まがいの訪問販売、おれおれ詐欺、不審者等に怯えながら生活されている方も現実におります。

お伺いいたしますが、本市のひとり住まい高齢者の世帯数をお聞かせ下さい。また、高齢者の居住に対する相談窓口の設置等の高齢者居住支援制度に対する今後の取り組みと、福祉と聞くだけで抵抗感のある、元気に活躍している高齢者を含め生活全般を支援する高齢者生活支援センターの設置をいただけないでしょうか。お考えをお聞かせください。

答

近年、我が国の高齢化は先進国に類を見ない速さで進展しており、二〇二五年には四人に一人が、二〇五〇年には三人に一人が、高齢者という「超高齢社会」になることが予想されます。それと共に、核家族化や少子化が進行し、高齢者単身世帯や高齢者夫婦世帯、また加齢に伴い身体に不自由をかかえる、お年寄りも増大することが予想されており、

本市には、現在、高齢者世帯が六百二十二世帯あり、お年寄りや、障害のある方々が住み慣れた地域で、安心して快適な日常生活を過していたために、蒼竜峡団地に、単身世帯専用の高齢者住宅として二十四戸、また、バリアフリーに配慮した障害者用の住宅として、中野団地に六戸、田原団地の一・二号棟に八戸を設置しているところであり、

ご質問の「高齢者円滑入居賃貸住宅」及び「高齢者債務保証利用可能賃貸住宅」制度につきましては、家主がオーナー登録を山梨県に申請するものであり、現在、百三十名がオーナーとして登録しており、その内、市内では、「高齢者円滑入居賃貸住宅」に一名の方が登録されておりますが、「高齢者債務保証利用可能賃貸住宅」への該当者はありません。

また、本市には、知事の認

可を受けて賃貸契約し、賃借人が死亡した時に終了する「終身建物賃貸借制度」を活用した賃貸住宅は設置されてない状況であります。

また、単身高齢者専用住宅への申込みは、現在のところ二件となっておりますが、我が国の住宅総数は、五千二十五万戸であり世帯総数の四千三百九十二万世帯を、大きく上回っている現状を考えますと、今後の住宅建設は「量から質」への時代に入っており、高齢社会に対応した、人々のニーズに応える住宅の建設や環境整備に取り組んでいかなければならないと考えております。

次に、高齢者生活支援センターの設置についてであり、すが、本市におきましては、すべての高齢者が、在宅介護に関する保健、医療、福祉のサービスが十分に受けられるよう、支援するための総合的な相談窓口として、平成十二年に基幹型在宅介護支援センターを「いきいきプラザ」へ設置すると共に、地域型在宅介護支援センターを都留市立病院と社会福祉法人敬寿会（よこぶき荘）へ、さらに昨年八月には社会福祉法人芳寿会（回生荘）へ、それぞれ委託してきたところであります。

それらの施設においては、支援を必要とする高齢者、また、その家族に対し、要介護状態に陥らないために、介護

予防相談業務を中心に、高齢者を取り巻く様々な生活上の問題全般について、関係各課との連携を図りながら、きめ細かな対応を行っているところであります。

ご質問の高齢者に対する衣食住を含めた、総合的な窓口体制の充実につきましては、それらのセンターで代行可能かどうか調査、検討してまいりたいと考えております。

総合電子窓口 （ワンストップ市役所） について

問

都留市におけるIT化は目を見はるものがございます。ホームページを開きますと、行政が所有している地理情報を、地理情報システム（GIS）を利用して作成されました都留市情報案内サービスe-つるマップが開発されておりました。調査したい項目が瞬時に調べられ、大いに活用させていただいております。

三月一日には、地域情報化モデル事業交付金（eまちづくり交付金）を活用し、まちづくりハートフルネット都留のリンクがアップされており、小さいころ遊んだ川茂堰堤の桜が満開の風景、八朔祭、田原の滝、都留文科大学の風景と、季節や思い出を浮かべな

から市民の情報交流の場がインターネットでできる楽しみなページとなっております。

総務省よりきましたeまちづくり交付金は、千五百万円ございました。二月二十四日に関係者を集めて説明会を開催されたとお聞きいたしました。が、ハートフルネットつるを立ち上げるのにあたりサーバー、パソコンを含めかかったハード、ソフト会社に支払ったソフト料金、バージョン一・〇から一・一への更新料及び今後の維持管理費はどうなるのかお聞かせ下さい。

二月二十五日には、公的個人認証サービスがアップされておりました。総合電子窓口（ワンストップ・ワンストップ市役所）のスタートとなる、この公的個人認証サービスのシステムと特長、住民基本台帳カードとの関係をお聞かせ下さい。また、四月と十月には追加項目があると思われるが、体育館等の施設予約申込書をダウンロードできるようにならぬでしょうか。お聞かせ下さい。

答

総合電子窓口につきましては、平成十四年十二月に策定した「第三次都留市行政改革大綱及び同実施計画」においても、情報通信技術を活用した市民サービスの向上を目指し、平成十七年度までにワンストップ・ワンストップ市役所の実現を図ることとしており、公式ホームページ

の充実や県と全市町村によるシステムの共同開発に努めているところでありませぬ。

お尋ねの「ハートフルネットワーク都留」は、総務省の地域情報化モデル事業交付金（eまちづくり交付金）を受けて、都留市まちづくり市民活動支援センターを拠点に、インターネットを活用した市民間の情報ネットワークシステムとして構築したもので、経費は、システム開発及びコンテンツ制作費として千五百七十五万円、パソコン等の購入費として五十六万円、計千六百三十一万円を要し、その内の千五百万円にeまちづくり交付金を充てました。

また、今後、システムの維持管理として、ソフトウェアの保守、監視・管理費が必要となり、本年度は百五十万円を予定しています。

次に、平成十六年一月二十九日から開始した公的個人認証サービスについては、基本台帳カードに電子証明書を保存し、これをインターネットで申請や届出などの行政手続きを行なう際に、厳格な本人確認を行うための手段として利用するためのものです。

今後、電子申請業務が拡大され、自宅や会社のパソコンからでも各種行政手続きが可能となりますが、他人による「成りすまし申請」や通信途中

での改ざんなどを防ぐための機能として提供されるサービスであります。

また現在、市民サービスを向上させるためにワンストップ・ノンストップ市役所を指して、山梨県市町村総合事務組合において、県や県内市町村と共同で、申請や届出の電子化に取り組んでいるところであり、平成十六年四月二十一日からは住民票の写し、印鑑登録証明書、納税証明書、所得証明書、土地家屋評価証明書の申請手続きがインターネットで利用できるようになります。

さらに、同組合では児童手当の認定申請など十の行政手続きについて、電子申請システムの開発に取り組んでおり、平成十六年度中には運用開始となる予定であります。

また、公共施設の予約申請手続きにつきましても、平成十六年四月から県の小瀬・富士北麓スポーツ公園がシステム運用の対象施設となり、その後市町村施設にも拡大していくことになっております。

今後とも、山梨県市町村総合事務組合とも連携し、コスト削減やセキュリティ対策にも十分考慮する中、総合電子窓口の構築に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。



CAPPプログラムについて

問 各地で発生している事件・事故を重くうけとめた文部科学省は、本年一月二十日に学校安全緊急アピール「子どもの安全を守るために」を発表いたしました。

その中で、「安全・安心な学校づくり」「安全・安心な子どもの居場所づくり」も地域ぐるみの取組なしには、成し得るものではない。また、「子ども安心プロジェクト」として「防犯教室」開催の支援に関する事業や、地域との連携を重視した「地域ぐるみの学校安全推進モデル事業」等の推進をする。とありました。

今の子どもたちは、さまざまな暴力に遭う危険にさらされ、暴力によって深く傷つく子どもも少なくありません。傷ついたり子どもたちへの対応も大切ですが、まずは暴力に遭わないための防止教育が必要であります。

現在、東京・大阪を中心に教育現場で、子どもの権利という視点に立って、子どものエンパワメント、内なる力を引き出しながら、CAPP（キヤップ）、すなわち子どもが暴力から自分を守るための教育プログラムが授業の中に取り入れられております。

埼玉県宮代町は、平成十四年度に全小中学校でCAPPプログラムを実施いたしました。

CAPPプログラムは、ワークショップ形式で行われ、子どもたちに『自分』という掛け替えのない存在の大切さを伝える人権教育であります。子どもにも「権利」があり、その権利を守るためには、「イヤだと言おう」「逃げよう」「相談しよう」と、励まし、訓練をします。守るべき子ども自身の権利とは、「安心」「自信」「自由」であります。

私は是非、本市で子どもが暴力から自分を守るための教育プログラムを実施していただきたいと願うものですが、教育長より今後の取り組みをお聞かせください。

答 近年、全国において学校を発生場所とする犯罪の件数が増加しており、凶悪犯が増加すると共に、外部の者が学校へ侵入した事件が平成十四年には二千六百八十八件で、平成十一年と比べて二倍を超える状況にあります。

平成十一年二月には、「京都市立日野小学校」において、平成十三年六月には「大阪教育大学附属池田小学校」において、あまりにも痛ましく、安全であるべき学校において、決してあってはならない事件が発生いたしました。

文部科学省では、学校における事件・事故が大きな問題になってより、近年の状況を重く受け止め、平成十四年度から、学校安全の充実にハード・ソフトの両面から取り組

む「子ども安心プロジェクト」を推進しており、このプロジェクトの中で、「学校への不審者侵入時の危機管理マニュアル」の作成や「学校施設整備指針」における防犯対策関係規定の充実など、様々な施策を推進してきました。

これらを踏まえ、全国各地の学校では、学校安全に関する取り組みが行われてきましたが、学校に不審者が侵入して子どもの安全を脅かす事件や、通学路で子どもに危害が加えられる事件が後を絶ちません。

このため、文部科学省では、昨年十二月より具体的な学校の安全対策を推進するため、子どもの安全確保のための具体策や、学校・家庭・地域社会・関係機関の連携方策等をまとめた「学校安全緊急アピール（子どもの安全を守るために）」を発表いたしました。

アピールでは、実践的な防犯訓練等を通して学校独自の危機管理マニュアルを不断に検証・改善し、実効性の高い取り組みを推進することや、「安全・安心な学校づくり」のために、学校の努力とともに、家庭・地域社会・関係機関との連携・協力による地域ぐるみの取り組みが、不可欠であることを強調しています。そして、今後、地域ぐるみで子どもの安全確保が、推進されるよう、学校安全に関する施策について、組織的、継続

的に対応していくこととして
おります。

本市では、各学校において、
国の「学校への不審者侵入時
の危機管理マニュアル」等に
基づいた「実効ある学校マニ
ユアル」の策定、教職員の危
機管理意識の向上や不審者の
侵入に対する「防犯訓練」等
を実施すると共に、子どもの
安全確保のため、昨年、市内
全小中学生に「防犯ブザー」
を携帯させ、犯罪の未然防止
に取り組んでおり、さらに、
地域の協力を得る中で、子ど
もたちが緊急避難できる「子
ども一〇番」を充実すると
共に、学校・家庭・地域社会
の連携の下、子どもたちの安
全確保を図っているところで
あります。こうした取り組み
によって、昨年末までに起き
ていた不審者の出没の多発情
報が激減し、子どもたちの安
全確保にその成果を上げてい
ると認識しております。

お尋ねの、C A P（キャッ
プ）プログラムについてであ
りますが、現在、子どもへの
いじめや虐待、性的暴力など
につきましましては、学校の教職
員や保護者、児童相談所、警
察、児童・民生委員など関係
機関と連携を持つ中で、子ど
もへの暴力防止に努めている
ところでありますが、子ども
自身が暴力から自分の身を守
る方法を学ぶC A P（キャッ
プ）プログラムの実施につき
ましては、その趣旨を研究し、

学校・P T Aなどと協議する
中で実施の可能性について、
検討してまいりたいと考えて
おります。

いずれにいたしましても、
子どもたちの健全育成や犯罪
の未然防止のために、学校・
家庭・地域社会がより一層緊
密な連携のもと様々な実践を
通して、地域を挙げて子ども
たちを見守っていかなければ
ならないと考えております。

議員各位を始め市民の皆様
のより一層のご理解とご協力
をお願い申し上げます。

水岸富美夫議員

○英語教育について

○子宝祝金について

○境橋の架け替え

工事について

英語教育について

問 私達の周りには多くの外
国人が見られるようになって
きました。国際化や情報化の
進展等、時代の変化に対応で
きる子供達を育成するために
は、いかに社会が変化しよう
と、自らの課題を見つけ、主
体的に判断し、よりよく問題
を解決する知識や能力など、
変化の激しい社会を生き抜く
力の養成を目指した教育の推
進が望まれます。したがって
これからの国際社会の中で英
語教育は不可欠なことだと考
えます。

今までの英語教育ですが、
中学三年間、高校で三年間、
そして大学も含め十年近く英
語教育を受けおられますが、文
法的に理解できても現実英語
が話せる人は数少ない状況で
す。

しかし、これからの国際社
会の中で英語を話すことは欠
かせないと考えます。使える
英語が身につくために、現在
小学校で外国語教育を導入し
ている学校が半数を超えてい
ます。昨年の四月、文部科学
省より英語が使える日本人構
想が発表されました。遅かれ
早かれ実施をされていくと思
われますが、小さいときから
英語に親しみ楽しみながら自
然な会話や歌の中やゲームを
通じ英語が話せる英語教育が
必要ではないでしょうか。

本市ではA L T（外国語指
導助手）が中学校を対象に英
語教育が行われています。
中学校では異文化理解よりも
英語教育に圧倒的な重点が置
かれていて現実を踏まえると、
喜ばしい事だと考えます。
現在、本市においては一人の
A L Tを英語教育に活用して
おりますが、小学校の段階で
の英会話に触れる機会等の充
実が叫ばれている今日、一人
だけではとても足りないと思
えますが、増員する計画はあ
るのでしょうか。お聞かせく
ださい。

答 今日の急激なグローバル
化の進展の中、我が国の

優れた伝統や文化、教養を身
につけると同時に、世界の
人々から理解され、信頼され、
国際的に活躍出来る人材を育
成することが極めて重要であ
ります。

このような中、子供たちが
二十一世紀のグローバルな社
会を生き抜くためには、国際
的共通語として最も中心的な
役割を果たしている「英語」
によるコミュニケーション能
力を身に付けることが大きな
課題となっております。

この課題に取り組むために、
文部科学省では、平成十四年
七月に英語教育のレベル向上
に関する具体的プランを盛り
込んだ、「英語が使える日本人
の育成のための戦略構想」をま
とめ、この体制を確立すべく、
平成二十年度を目指した英語
教育の改善の目標や方向性を
明らかにし、その実現のため
に、英語の授業の改善、英語
教員の指導力の向上、小学校
英会話活動の推進などの具体
的な行動計画を策定したところ
であります。

本市におきましては、中学
校において、英語の学力向上
を図るため、昭和六十三年か
ら、外国人指導助手（A L T）
を毎年一名を招致し、中学校
三校に、英語教員の指導助手
として配置することにより、
英語教育の充実を図ってきた
ところであります。

小学校におきましては、高
学年を対象に、国際理解教育

の一環として、総合的な学習
の時間などにおいて、本事業
の外国人指導助手や都留文科
大学の学生、教職員、また、
留学生の協力を得て、外国の
文化・風俗・習慣・言語等を
学び、国際理解を深めており
ます。

また、昨年八月、夏休み期
間中にこの外国人指導助手に
よる英語教室を実施したところ、
子供たちの関心が高かつ
たため、引き続き本年も実施
する計画であります。

本年度の新たな計画といた
しましては、英語指導助手と
して活躍出来る市内在住の方
を一名増員し、中学校でのさ
らなる英語教育の充実を図る
と共に、小学校での英語教育
にも役立てていきたいと思
っております。

子宝祝金について

問 少子化が大変なスピード
で進んでおり、合計特殊
出生率、一人の女性が一生の
間に子供を生む子供の数が
二・〇八人を下回れば、総人
口は減少するといわれており
ます。

平成十四年の合計特殊出生
率は一・三二人であり、社会
に及ぼす影響は大きく、国を
初め本市においても、子供を
安心して生み育てる環境対策
や支援対策をあらゆる角度か
ら子育てを支援する施策が推
進されております。
また、国においても、平成

十一年十二月、中長期的に進めるべき総合的な少子化対策の指針として、「少子化対策推進基本方針」を策定し、さらに「新エンゼルプラン」により、子育てと仕事の両立支援を中心とした、子供を生み育てやすい環境を実現するための、様々な対策を講じて来たことだと思えます。本市におきましても、施策のひとつに都留市子宝祝い金支給制度があります。現在、都留市子宝祝い金支給制度は、第二子二万円、第三子五万円、第四子以降十万円となっております。

最近の社会状況や五十年後の出生率を考えますと、出生率アップのため、経済的負担を軽くしてあげるべきと考え、支給の見直しが必要と思えます。

三月一日に市長説明で述べられた通り、本市としても「新エンゼルプラン」の一環として、第四子以降十万円の支給を廃止し、第三子以降五万円として見直しをするようお願いいたします。また、第二子に対しても二万円を十万円にして上げられないでしょうか。近隣の大月市では既に第三子から段階的に百万円の支給がされていると聞いております。

本市におきましても見直しができるか当局の考えをお聞かせください。

答 現在、我が国の少子化は、確実に進行しており、数

年後には人口減少時代に突入すると言われております。

このような中、国においては、平成十一年当時の大蔵・文部・厚生・労働・建設・自治大臣の合意により「少子化対策推進基本方針」に基づき、保育等子育て支援サービスの充実・仕事と子育てを両立するための雇用環境の整備、母子保健医療体制の整備、地域で子供を育てる教育環境の整備などの、対策を講じてきたところであります。

ご質問の子宝祝い金につきましては、平成四年四月より出産した母親に、出生を祝うことにより福祉の増進に資することを目的として支給を行なっているところであります。

昨年十二月までの一年間における支給状況は、第二子、百二十三件・第三子、三十七件・第四子以降三件で、支給額は四百六十一万円となっております。

少子化の要因としては、社会的に結婚観や価値観などの個人的意識が変化したことにより、未婚化・晩婚化が進んだ事などが上げられ、経済面だけでなく精神面からの影響も強いことが、指摘されております。

このような社会的背景を考えますと、一時的な祝金の増額を行なうことによって、直ちに出生率のアップに結びつくことは考え難いため、所信でもご説明いたしました

子育てを経済・精神、両面から総合的、かつ、具体的に支援する事業の確立を図ることが重要だと考えております。

今後は、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、具体的な行動計画を策定し、子育て家庭に対して行政や企業、地域が一体となって支援していくための対策や、子供が心身ともに健やかに育つための環境の整備・拡充に、一層努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

境橋の架け替え

工事について

問 境橋は通学路として、また境地区と国道一三九号を結ぶ生活道路として、重要な役割を担って今日まで来ております。

しかし長期に渡り境区民に利用されてまいりました本橋も、自動車社会となった今日、車の往来が増え、老朽化しております。

また本橋は幅が狭く、歩行者と車の往来に対する危険も生じております。

本橋の国道側は西桂町と言うこともあり、行政の違いもあると思えますが、本市としても県に前向きに働きかけて欲しいと思えます。

以前から境橋の架け替え工事は計画されていると思えますが、河川敷工事、用水路の

問題等で延期されていると聞いておりますが、一日も早い工事の着手をお願いいたします。

答 本市を縦断する桂川は、河川断面が狭く災害を未然に防ぐために、平成五年より山梨県が「障害防止対策耕地事業」として、宮下橋下流付近から上流に向け、河川断面を確保するための工事を行っております。

お尋ねの、境橋架け替えは、この県、河川改修工事に関連して施行されるものであり、市と県と協議を行う中、幅員を現在の四・〇メートルから五・五〇メートルに拡幅することに合意し、市の費用負担についても協議を終え、着工を待つばかりになっております。

しかし、昨年七月下流自治会より「夏狩用水の取水方法について再検討を行ってほしい」との陳情書が県に提出され、現在、県と関係者において、協議を行っているところであります。

今後、河川改修工事及び、境橋の架け替え工事の一日も早い着工に向けて、強く県に對し要請してまいりたいと考えております。

また、境橋架け替えに伴い用地取得の必要がありますので、地元境自治会を始め、関係者の皆様のご理解と熱意あふれるご協力をお願い申し上げます。

杉山 肇議員

○ゴミの減量化 について

○コミュニティ スクールについて

○路線バスについて

ゴミの減量化

について

問 二十一世紀という新しい時代を迎え、いま、あらゆる分野での構造変革がおき、私たちをとりまく社会は、大きく変わろうとしています。

そんな中、二十一世紀は、環境の世紀とも言われております。今を生きる私達は、環境というものを真剣にとらえ、次の世代に引き継ぐべく、今こそ、積極的に行動を起こすときだと考えます。

環境問題を解決するには、私達の社会のしくみを、持続可能な社会に変えていく必要があります。そのためには、これまでの資源・エネルギーの大量使用に依存した、大量生産・大量消費・大量廃棄の生産と消費の構造から脱却し、リユース・リサイクルを中心とした、環境負荷の少ない循環型社会の構築が必要になってきます。

国においては、平成十二年に循環型社会形成推進基本法が制定され、それに基づき廃棄物処理法の改正、再生資源

利用促進法、及び、各種リサイクル法、さらには、グリーン購入法などが一体的に整備され、ゴミの発生抑制、リユース、リサイクルを強く打ち出しています。

都留市においても、またの森クリンセンターが本稼動を始め一年近くがたとうとしております。十二月定例会での市長説明にもありましたように、ゴミ問題を解決するには、市民一人ひとりの理解と協力が欠かせません。その意味におきまして、環境カレンダーの配布また、十六年度から行われます環境アンテナシヨップへの補助制度など、市民の意識高揚に努めている姿勢は、一定の評価をするものです。しかしながら、現状をみますと、都留市のゴミの排出量は増えつづけ、平成十三年度のゴミの総量は、年間、約一万トン余り、都留市民一人当たりのゴミの排出量は、一年間で約三百キロにもなります。

ここで、私なりの考えを述べさせて頂きますので、それらについてのお考えを、お聞かせ頂きたいと思えます。

まず、ゴミの排出量、リユース率、リサイクル率について、具体的に数値目標を設けるべきだと思います。今、ゴミの処理にかかる費用として、毎年、都留市は約五億円という大きなお金を払っています。たとえば、まったく単純な計算ですが、各家庭から出るゴミを10%減らせば年間五千万円の節約になります。そうして節約できたお金を、つまり税金を、環境の為に使うというように目的税化したり、あるいは、もっと広く教育や福祉といった部分に使うことも可能なわけです。これだけ各家庭でゴミを減らせば、節約した税金は、こういうところに使われるんだ、というように、市民が実感できるシステムを作るべきだと思います。さらに、地域の自治会、PTAなどのいろいろな団体に広く呼びかけ、ゴミの削減量、リサイクルやリユースの回収量にに応じて、交付金を出し、そのお金はそれぞれ自由に使うのも、というのにも効果的だ、というふうに思います。

また、今後の課題として、ゴミの有料化を検討すること、必要ではないかと思えます。ゴミの処理場の建設に莫大な税金を費やし、さらに毎年多くの税金が、ゴミの処理の為に掛かっています。いま、一生懸命、ゴミの減量に努め、分別にも努力している人と、当然のように、無頓着にゴミを出している人とは、同じ負担をしている事になります。ゴミの減量をより進める為に、ゴミの排出量による差別化を考える事も必要な事と思えます。

いづれにしても、ゴミ問題を含めた、循環型社会を創造していくには、現在の社会のリーディングパワーといわれる行政や企業だけでなく、広く市民の参画が不可欠であります。

以上、私の考えをいくつか述べましたが、それぞれについてお考えをお聞きしたいと思います。

答

地球環境に負荷をかけるな二十一世紀を生きる私たちに課せられた大きな宿題であります。

本市におきましても、ゴミの減量化につきましては、日頃から啓蒙・啓発に努めているところでありますが、昨年四月より市民の皆様のご理解ご協力をいただき、「まるの森クリンセンター」内のリサイクルプラザにおいて、再資源化物の分別収集を開始し、着実にその成果が上がってきているところであります。ご質問の、ゴミの排出量、リユース率、リサイクル率についての具体的な数値目標の設定につきましては、現在、「都留市一般廃棄物処理基本計画」の見直しを行っておりますので、その中で設定することとなっております。

次に、共同コンポストの設置につきましては、生ゴミの完全分別の徹底や、設置場所、管理、回収方法等解決すべき多くの課題がありますので、設置することが可能かどうか、研究してまいりたいと考えております。

次に、ゴミの有料化につきましては、有効なゴミ減量化の一つの方策であると認識しておりますので、今後、議員ご提言の件を踏まえる中で、大月市、大月都留広域事務組合を含め検討に着手してまいりたいと考えております。

コミュニティスクールについて

いま学校教育を論じる時、さまざまな場面で「開かれた学校」という言葉が出てきます。まさしく、地域に開かれた学校、地域と連携した学校という事になるかと思えます。

都留市でも本年度から学校評議員制度が実施され、現在、小学校三十八人、中学校十五人の学校評議員がおられるという事です。学校と地域の連携、地域に開かれた学校を考えたとき、この制度は、必要かつ重要なものだと認識しております。そこで、まずお伺い致しますが、委嘱された委員は、どういう方々なのか、

また、現在のこの制度の活動状況とその成果、さらには、地域や保護者に対する情報提供はどうなっているのかお聞きいたします。

中央教育審議会は、保護者や地域住民が学校運営に参画する「地域運営学校」の導入を提案する中間報告をまとめ、早ければ、平成十七年度には誕生する見込みです。

また、従来のPTAに地域、つまりコミュニティを加えたPTCA活動も全国的に広がっており、ひとつのコミュニティ形成に向けての流れが加速しつつあるように思います。現在の教育は、地域との係りが欠かす事の出来ないものになっており、この流れは、今後、ますます大きくなっていくものだと思います。まさに、学校と地域が一体となったコミュニティスクールの時代がくるものと確信しているところであります。

そこで伺いたいします。学校側はどう地域と連携を図っていくのか、また、地域の側はどう、まちづくりの学校というものを位置付けていくのか、都留市として、具体的な将来像があればお聞かせ願います。

市長が進めています各地域のまちづくりの中心に、学校というものを位置付け、各地域にあるコミュニティセンター、あるいは、児童館、児童クラブなどの施設も学校の中、

または近くに置き、小さい子供から小、中、高校生、また、大人や高齢者達が常にふれあい、共に学ぶ、そんな環境を作るべきだと思います。いま、「心の教育」がさげばれておりますが、そういった環境の中、相手を確認合い、思いやる心が育っていくのではな

いかと思います。また、先日、子供の安全対策として防犯ブザーを支給しましたが、安全対策、さらには、犯罪の抑止という面から一定の評価をするものです。しかし、それで十分だとは思っていません。防犯カメラを設置した、まさに刑務所のような学校に行きついてしまいます。地域の人達の目がいつもあれば、防犯対策としても有効だと思います。

平成十六年度から子供の居場所づくり新プランが実施されますが、長期的な視野の中でのプランとして、すぐ実現するものではありませんが、各学校を将来の「地域の拠点」としての位置付けの中で、整備していくべきだと思います。が、お考えをお聞きいたします。

答

これからの学校は、各学校が自主性、自立性を持って自ら責任と判断による創意工夫を凝らし、校長のリーダーシップの下組織的・機動的に運営され、児童生徒の実態や地域の実情に応じた特

色ある学校づくりを展開することが求められております。

また、学校が、保護者や地域住民の信頼に応え、家庭や地域と連携協力して一体となつて子供たちの健やかな成長を図っていくための、地域に開かれた学校づくりを推進するため、「学校評議員制度」を導入することにより、学校運営に地域住民の自発的な参画を求めることが必要とされております。

学校評議員の導入により、校長が保護者や地域住民の意見や意向を聞き、地域に信頼される開かれた学校づくりを行うことにより、地域ぐるみで子供たちを育むことが可能になり、学校と地域がより連携を深めることができます。

本市では、「都留市立小・中学校評議員設置要綱」を制定し、昨年十月一日から現在までに、市内全小・中学校に学校評議員を各学校長の推薦により、教育委員会が委嘱したところであります。

委嘱をいたしました学校評議員は、教育に関して理解や識見を持つ、元PTA会長、元学校長、保護司、民生児童委員、保育園長及び協働のまちづくり推進員など多種多様な方々であります。

委嘱後間もないため具体的な活動や成果をお知らせするには至っておりませんが、第一回の会議においては、学校長から学校経営や運営方針な

どについて説明があり、意見交換が行われたところであり

ます。今後、学校評議員制度の成果を大いに期待すると共に、学校評議員の活動状況については、積極的に保護者や地域住民の皆様へ情報提供をしてまいりたいと考えております。

次に、地域のまちづくりの中での学校の位置づけについてであります。明治の初め先人たちが、大変な努力を払い創り上げた地域の学校は、間違いなく自分たちの学校であったし、地域の中心であり、そして住民の心よりどころでありました。しかし、それから百数十年たった現在の学校は、大規模化し、施設も整備され立派になりましたが、扉で囲まれ、門が閉められ、住民とは随分疎遠になりました。

今こそ、次代を担う子供たちが生活する場所として、住民の地域への帰属意識を育む象徴的な場所として、再構築されるべきだと認識いたしております。こうした中、三年前に設立された東桂地区の協働のまちづくりにおいて、地域に根差した子供たちへの支援を重点事業の一つに位置づけ、小・中学校の活動の中に、地域の息吹きを積極的に取り入れ、地域の中の学校として子供たちを育成するというプログラムが出来上がりつつあり、成果を見せ始めておりま

すので、本年度はさらに谷村地区、禾生地区への拡大を図ってまいりたいと考えております。

また、本年、学校と地域社会を有機的に繋げる方策として、各小中学校と行政及び社会教育団体等が緊密な情報交換を行い、協働して子供たちを育成することを目的に、「子ども協育連絡協議会」を設立いたしました。

過日、各々の組織が、これまで蓄積して来た、専門的な知恵や知識、また、技術や手法をいかに融合し活用するか、その方法について、話し合うための準備会を開催したところであり、平成十六年度早々に具体的な取り組みに着手していくこととなっております。

また、子供の居場所づくり新プラン「地域子ども教室推進事業」につきましては、小中学校を居場所づくりの拠点と位置づけると共に、地域に存在する公共的施設も積極的に活用しながら、地域での取り組みが可能なプログラムを企画し、多くの子供たちが活用出来るような居場所を提供してまいりたいと考えております。

また、将来的には居場所の整備も視野に入れる中で、放課後児童クラブとも連携を図るなど、子供たちが安全に安心して活動が行え、社会性や社会力が身につけられる、総合的な環境づくりに努めてま

いたいと考えております。

路線バスについて

問 今年、一月五日から市内の路線バスが約半分に減便となりました。都留市としてもその対策として「都留市生活交通対策懇話会」を設置して協議をしてきたという事です。しかし、その情報提供が市民に対して、十分に伝わるとは言えず、一月の広報により、突然知らされ、路線バスを利用している市民はいまだに困窮している状況です。

いま、社会生活は、ご承知のようにモーターゼーションの発展に伴い、必要な時に必要な場所へ移動する、または、移動出来る事が前提として成り立っております。そういう中で、高齢者や子供達などいわゆる交通弱者と呼ばれる市民に対し、今後、都留市としてどう対応していくのか。今年一月からのダイヤ改正であらためて各方面でいろいろな問題が出てきています。また、富士急山梨バスによるとこの四月にさらにダイヤ改正があるということですが、早急にバス利用者を中心とした意見を聞き、対応すべきだと思いますが、将来の市民の移動手段を含めた考えを、合わせてお聞きしたいと思います。

答 まず、ダイヤ改正の周知についてであります。このことにつきましては、バ

ス事業者の責任において、バス車内、バス停、営業所等により周知を図ったところであります。

本市といたしましても、今回の改正が大幅な改正であることから、利用者の皆様にご周知する必要があります。考え、ダイヤ決定と同時に一月号広報にダイヤ改正を掲載したところでありました。

本年一月のダイヤ改正に対して、本市にもいくつかの御意見をいただいておりますが、その多くは、「利用が少ないことも承知しているので減便については致し方ないが、都合の良い時間帯に運行していただきたい」との内容であります。

現在、少ない利用者でのバスの増便は、運行経費の増額即ち赤字額の増額につながるものであります。運行時間の変更により利用が増加することは、赤字額の削減にもつながることから、お寄せいただいた御意見を参考に、可能な範囲で運行時間の見直しをバス事業者に対して申し入れていきたいと考えております。

この路線バス維持問題につきましては、事業者に対して、さらなる創意工夫による効率化と、利用者のニーズに合わせた運行形態による赤字額の圧縮を要求すると共に、本市といたしまして、バス運行経費の一部を市民の皆様の税金により負担することとなりました。

金により負担することとなりました。

しかし、事業者への財政支援を行ったとしても、利用されるものでなければ、その効果は生じません。利用者の減少が便数の減少を招き、利便性の低下につながるという負の連鎖を断ち切る必要があります。そのためには、多くの皆さんに利用されること一番の解決策であります。

いずれにしても、事業者がバスを「走らせていた」時代は終わり、市民の皆様と行政と事業者が協働してバスを「走らせる」時代が到来しつつあることを認識すると共に、将来に向けてより効果的・効率的な地域の「足」の確保の方策を検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

梶原 清議員

○障害者福祉サービスについて

○大学の新図書館と新学科増設について

○市立病院について

障害者福祉サービスについて

問 平成十五年度より、「障害者支援費制度」がスタートし、当初は貧弱であった

障害者への福祉サービスも、

社会福祉協議会においてデイサービスや居宅介護サービス等の事業に取り組み、サービスの向上に努力されておりますことは、関係者の一人として喜びに耐えません。

しかし、その充実したサービスを願う中にレスパイトケアがあります。これは介護で疲れ切った親御さんが、一息つきたい時とか冠婚葬祭や兄弟の学校行事等で、どうしても子供を預けたい時、預かってもらおうのがレスパイトケアであります。

現在都留市にはその場がありませんけれども、それを願う若いお母さんたちがまとまり、取り組もうとする姿勢を見せておりますが、それには利用者が負担する利用料がかかります。

この何年かの間に、近隣市町村の中においては事業者がそれに取り組まれており、その市町村においては、その利用料に対する公的な補助制度が確立されております。本市においても、レスパイトケアに対する補助制度について検討を願うものであります。その考えをお聞かせください。

答

昨年四月一日に障害者のノーマライゼーションと自己決定の実現を目指し、事業者との自由な選択による契約で、サービスを利用する新しい制度として、支援費制度がスタートして一年余りが経過したところであります。

本市におきましては、受入れ事業所の充実を図るため、社会福祉協議会において、身体・知的障害児者の居宅介護事業所として県の認可を受け、デイサービスや居宅介護サービス等の障害者福祉サービスを、提供しているところであります。

また、社会福祉法人山梨福祉事業会「宝山寮」におきましては、知的障害者のための通所サービスが開始されると共に、昨年十月からは大幡地内において「ドリーム宝」の名称で、東部圏域地域療育等支援事業を取り入れた、障害者のための地域生活、在宅支援訪問療育支援事業が実施されているところであります。

ご質問の、レスパイトケアについてはありますが、このサービスは、障害児を一時養護することにより、日常介護で疲れている親や家族に対して、非拘束の時間を持つてもらうことにより、介護から開放され、心身ともにリフレッシュし、また、介護に向かう気力を充実させるといふものであり、従来のサービスや制度で欠けていた親や家族への社会的支援の試みであります。レスパイトケアにつきましては、現在のところ支援費事業の対象となっていないことから、このサービスを受ける場合には自己負担により対応していただいている状況にありますが、本市の実態等を十

分調査する中で、利用者への助成等について今後検討してまいりたいと考えております。

大学の図書館と新学増設について

問 大学新図書館については、四月七日の開館に向け、作業も順調に進んでおり、新図書館が地域コミュニティの中核として、人々が知的な活動のために集い、憩う新たな「知のひろば」として、創出されることを願うものであります。市民からも親しまれる図書館とするためには、市民に対してどのような方法を考えておられるのか伺いたします。

多くの市民が大学へ足を運ぶことにより、活気ある大学になることを願うものであります。又、新図書館の運営には、現有の職員では限りがあるものと考えますが、どのような対応策を考えておられるのかお聞かせ下さい。

次に、新学部、新学科であります。学内のプロジェクトチームにおいて、調査研究を進めているとの事ですが、市においても、また、議会において特別委員会を設置し取り組むべきかと考えますがいかがなものでしょうか。

なお、学科について都留文科大学においては、教員免許の取得できる学科を増設すべきかと考えます。

答

新図書館の基本コンセプトの一つとして、市立図書館と連携を強化し、図書館の保有する知的資産である情報を、広く地域へ開放・公開することが上げられております。

この具体的な取り組みとして、従前からの貸出カードの共有化や横断検索、図書資料の貸し出しに加え、新たに、二階にはパソコン四十台が設置され、インターネットが誰でも自由に利用することができ、同じフロアには、ビデオ、DVD、音楽CDを視聴できるコーナーがレイアウトされ、図書館に収蔵された映像などを手軽に楽しむことができるようになりました。

さらに三、四階の学習室もグループでの学習会や研究会に予約することで、どなたでもご利用いただくことができます。

また、外部空間には、環境教育の一環としてのビオトープを配し、「環境共生」の場として「学習と安らぎのひろば」として利用者が、知的活動のため集い、交流し、憩えるスペースを提供することとしております。

新図書館を「知のひろば」として、多くの市民の皆様、積極的に活用していただくよう、市広報などを通じて広く市民に周知してまいります。また、新図書館の運営にお

ける人的な対応につきまして、新図書館の設計段階から現員スタッフでの運営が可能となるよう、施設の電子化など様々な工夫をこらし建設しております。

新図書館の新設に伴う、光熱水費などの経常経費の増加を合わせ考えますと、安易な職員の増員は慎むべきであり、当面、現員でサービスの充実に努めてまいります。

次に、新学増設についてであります。

現在、大学内のプロジェクトチームにおいて、都留文科大学を「競争的環境の中で個性輝く魅力ある大学」として発展させるため、地域系、環境系、福祉系の学科を中心に、様々な角度から調査研究を進めており、結果がまとまり次第、報告がされることになっておりますので、その時点で議会に報告させていただきます。ご指導やご議論いただきたく考えております。

また、都留文科大学において教員免許の取得可能な学科は、現在、初等教育学科、国文学科、英文学科、社会学科の四学科であり、比較文化学科では、教員免許を取得する事が出来ません。

これは、学科設置の考え方に起因するもので「広く社会に通用する人材の養成」を目的に学科のカリキュラムを構成したためであります。

新たな学部・学科の設置に

ついでには、現在の社会学科を再編・拡大することを基本に、地域系、環境系、福祉系が検討されているため、一部は教員免許の取得が可能となるものと思われれます。

しかし、就職戦線での教員採用の厳しさは、依然として続いており、教員免許の取得のみにとらわれることなく、今後の学際領域における新しい学問分野の開拓や出口である就職分野の拡大を見据えた、新たな資格取得の可能性についても検討することが必要であると考えております。

市立病院について

問 都留市立病院において、職員や医師等の努力により、よい評判を耳にし、うれしく思う者であります。その反面苦情をも耳にします。診療に係る待ち時間は致し方ありませんが、診療後における会計等の待ち時間を短縮出来ないものでしょうか、尚一層の企業努力をお願いいたします。

次に、院長の辞任に伴う後任の院長ですが、どのような状況かお伺い致します。尚、名誉院長に都留市出身の医師をと言ふ声も聞かれますが、其の件についてもお伺いいたします。

答 市立病院は開院以十四年目を迎え、多くの市民の皆様御理解、御協力をいただきながら、増科、増床を重

ね総合病院としての機能を備えた、診療科十二科、病床数百四十床体制に整備拡充し、地域医療の中核病院として、概ね順調に経営されているところであります。

ご質問の会計等の待ち時間についてであります。来院される皆様を中心としたアンケート調査を、昨年十二月と今年一月に二回実施したところ、会計の待ち時間の短縮問題、駐車場問題、などに多くの意見が寄せられたところであります。

会計につきましては、混雑時にレジを一ヶ所増設し、患者のニーズに沿うよう努力しているところであり、さらに、来年度導入予定の医事会計システムにより、待ち時間の短縮が図られるよう、改善に努めてまいります。

また、駐車場問題につきましても、職員の協力を得る中、東側駐車場に駐車スペースを確保し、来院者の利便性の向上を図ったところであります。

次に、院長の辞任に伴う後任の院長及び名誉院長の件であります。現院長より平成十六年一月二十三日、三月三十一日付けの退職願が出されると同時に、青森県白石町より割愛の要請がなされたところであります。

現在の、人類史的ともいえる社会経済状況の変化により、公立病院を取り巻く環境は医療面からも、また、経営

面からも一段と厳しさを増しており、職員一丸となつての努力が問われる時に、病院の最高責任者である院長の突然の退職には、大変残念に思っているところでもあります。

そのような状況の中で、後任の院長選任については医療のみならず人事や経営面にも精通した、院長としての資質を十分に備えた方を、選任すべく、協議を重ねているところであります。

また、名誉院長の設置につきましては、現在は、内部的な検討を行っているところであります。

学校教育について

問 本県においては、明日の山梨を担う子供たちの育成は、山梨躍進の原動力となるとし、本県がこれまで進めてきた小学校一・二年生のアクティブクラスの推進などの少人数教育をさらに発展させ、三十人学級編成を含めた新たな少人数教育「かがやき三十人学級」を推進することにより、確かな学力の育成と個性や創造性を活かす教育の充実が図られ、子どもも学校も新たな輝きを増すことになることとして、小人学級編成が推進されておりますが、本市における取り組みは、どのようになっているのか、お伺いいたします。

実施に当たって、児童、生徒の集団の編成については、

固定的に考えるのではなく、教育内容や指導場面に応じた柔軟な編成を工夫し、効果的に少人数指導を進めて行くことが大切だと考えますが、いかがなものでしょうか。

均等な集団に分ける場合や、課題別、コース別、習熟度別に分ける場合など、多様な方法が考えられますが、児童、生徒の学習の状況に配慮しなくてはならないと思いますが、編成についてはどのようなようになっておられるでしょうか。

また、新たな生活へ移行することによって問題を抱えがちな、中学校一年時など、部分的導入も検討すべきかと考えますがいかがなものでしょうかお伺いいたします。

なお、先行的に少人数学級を実施している市町村の少人数学級の検証を踏まえ、今後の方向として完全実施をも考えておられるのか、教員やこれらの財源措置はどうなのかお聞かせください。

次に、学校内への不侵害者侵入によるなど学校が事件に巻き込まれる犯罪が急増しており、学校の外においても子供の巻き込まれる事件が発生しており、学校の安全管理の問題等が全国的に取り沙汰されておりますが、本市においては、この問題についてどのような取り組みがされているのかお尋ねします。

答 学校教育での少人数教育につきましても、基礎学

力の向上と、きめ細かな指導を目指し、第七次公立義務教育諸学校教職員改善計画において、基本三教科で二十人程度の少人数指導や習熟度別指導を行うなど、教科等の特性に応じてきめ細かな指導を行う学校への支援として、教員の加配が措置され、また、平成十三年四月には、公立義務教育諸学校の学級編成及び、教職員定数の標準に関する法律が改正され、「学級編成基準の弾力化」が図られ、各都道府県が特に必要と認める場合は、特例的に国の標準（四十人）を下回る基準を定めることが可能となりました。

このような経緯により、山梨県では、発達段階に応じた好ましい生活集団と学習集団の一体化を図るため、少人数教育などの集中的な環境整備を行うこととし、特に、学習規律や基本的な生活習慣の確立が、大きな教育のねらいとなっている小学校一・二年生へ導入することが、きわめて効果的であると判断し、「かがやき三十人学級」を推進することといたしました。

このプランは、現行の四十人学級編成において、学年二学級以上で、かつ、一学級あたりの平均児童数が三十人を超える学校は、三十人学級編成、または、現行アクティブクラスをさらに発展させた、新アクティブクラスのいずれかを各学校の実態に応じて選

択し、充実した少人数教育を実施することが出来ることといたしました。

このことにより確かな学力の育成と個性や創造性を活かす教育の充実が図られ、子どもも学校も新たな輝きを増すことが期待されております。

本市では、平成十六年度か「かがやき三十人学級」には、小学校一校（東桂小学校）が該当することになり、学校の意向を踏まえ県との協議を行う中で、三十人学級編成を選択したところ、この度、県教育委員会から「平成十六年度か「かがやき三十人学級」選択協議結果の同意内示」の通知をいただきましたところであります。

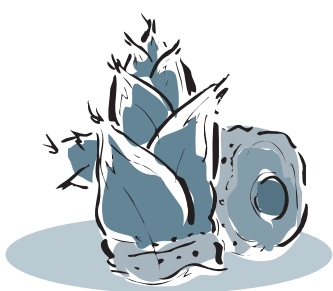
また、現行の四十人学級編成において、小学校では、一年生または二年生を対象に、一学級の児童数が三十六人以上の学校に、また、小学校三年から六年生及び中学生については、過密の度合等にに応じて教員が加配され、少人数授業やチームティーティングなど、多様できめ細かな指導が行われているところであります。

今後、少人数指導を活かしたきめ細かな指導の成果が表れますよう努力を重ねてまいりますと考えております。

なお、少人数学級の完全実施につきましても、教員の増員の費用負担等、市町村立学校職員給与負担法に基づき、県の負担となっておりますので、実施に向けて、県に要望してまいりたいと考えております。

次に、学校内への不侵害者侵入による学校安全管理についてであります。文部科学省の「学校への不侵害者侵入時の危機管理マニュアル」に基づき、実効ある学校マニュアルを策定すると共に、本年、警察署の協力を得て、教職員の危機管理意識の向上や不侵害者への侵入に対する防犯訓練を、谷村第一・第二小学校において実施したところ、成果が生じたため今後、全校実施に向けて取り組みと共に、子どもたちの安全確保のため、昨年、全小中学校生に「防犯ブザー」を携帯させることといたしました。

さらに、地域の協力を得る中で、子どもたちが緊急避難できる「子ども一〇番」を設置するなど、学校・家庭・地域社会との連携を一層深め、子どもたちの安全確保を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。



堀口良昭議員

○蒼竜峡から田原の滝までの遊歩道の整備について

○国道バイパスについて

○広域農道について

蒼竜峡から田原の滝までの遊歩道の整備について

問 市民のレクリエーションとして、都留自然遊歩道は、桂川にそって蒼竜峡から宝鏡寺に至る遊歩道、三つ峠を経由するトレッキングコースなどが整備されており、自然と触れ合うなかで、市民の健康増進に多いに役立っております。評価するものであります。

都留市は、森と水に囲まれ、豊かな自然環境の保全が図られておりますが、日常生活の中で身近に利用できる、遊歩道をさらに整備していくことが必要であると思っております。そこで、お伺いいたします。蒼竜峡から田原の滝までの遊歩道の整備であります。蒼竜峡は、田原の滝から鹿留に至る約一キロメートルに渡る桂川の峡流であり、富士山の溶岩が、長い年月に浸蝕されてできた渓谷で、自然の造形が不思議な美しさをただよわせており、蒼竜峡は、都留市の大切な財産であります。

また、田原の滝は、松尾芭蕉が句を詠んだ由緒ある滝でもあり、このように、すばらしい景観の地に周辺の環境保全に努め、健康で生きがいを感じ自然探索や歴史散歩などに広く利用できるよう、また、誰でも楽しめる、遊歩道の整備をお願いし、当局の前向きな答弁を宜しくお願いいたします。

答

本市の遊歩道の整備につきましては、本年度から新たに国土交通省からの事業採択を受け、ウォーキングトレイル事業に着手することとなりました。

この事業は、「歩きたくなる城下町」をテーマに、現在でも城下町を偲ばせ、静かなたたずまいを見せる谷村地区に、約三・五キロメートルの遊歩道を整備するものであります。

この地区には、古い歴史を感じさせる寺社も多く、また、松尾芭蕉が逗留した桃林軒跡を始めとした、「まるごと博物館」事業の中核をなす、多くの史跡や文化財などが点在しており、それらを有機的に結び遊歩道として整備すると共に、子供たちの安全・安心な通学路としての機能を、合わせ持たせてまいりたいと考えております。

なお、整備方針といたしましては、都留市ユニバーサルデザイン指針に基づき、誰もが安全・安心で快適に歩くことが出来ることを心がけ、整備

備してまいりたいと考えております。

お尋ねの蒼竜峡から田原の滝までの遊歩道の整備であります。この遊歩道につきましても、この遊歩道に於いては、ウォーキングトレイル事業の計画・検討の際、候補の一つとして上がったものであり、そのルートは、新設する都留文科大前駅から鶴水公園を経由し、山梨県が清流再生事業として整備を進めている、芭蕉も足を止めた「田原の滝」、徳富蘇峰が、その美しさに魅せられ命名したといわれる「蒼竜峡」、東桂地域協働のまちづくり推進会で、毎年、一斉清掃していただいている、「おなん」という娘にまつわる伝説をもつ、深く美しい「おなん淵」等を経由し、東桂駅に至るコースで、富士川の清冽な湧水が作り出した河川の自然景観の中を巡るコースであります。

このルートにつきましましては、市、単独での取り組みは困難であると思われましますので、様々な整備手法を検討し、実現に向けて努力してまいりたいと考えております。

国道バイパスについて

問 当市として、長期懸案であったフルインターの事業決定、宝バイパス工事の進捗は喜ばしいことでありまして、さて、国道一三九号については、一部バイパスが供用され

ても、禾生地内の狭隘部で大形車による渋滞、十日市場から西桂町までの朝夕の慢性的な渋滞が相変らずです。この近くには学校もあり、市内においては、国道での交通事故が多発しております。

なお、大月市において国道二〇号バイパスから国道一三九号に接続工事も着々と見えており、富士吉田市の富士見バイパスも国道一三九号につながるの目筋であります。

これらを考えますと、法能からの国道バイパス、田原区画整理事業地から十日市場への計画ルートはどのように進めるのかお尋ねいたします。

答 一般国道一三九号都留バイパスにつきましては、昭和五十三年より事業に着手し、現在、二・四キロメートルが供用されております。

国土交通省では、平成十九年度中に玉川・井倉間三・二キロメートルを開通させることを目標とし、「県道四日市場・上野原線バイパス」の建設を計画中の山梨県と協議を重ねながら、現在は、玉川から与繩にかけての「都留第二トンネル」の建設の準備を進めているところであります。

また、井倉、玉川間の三・二キロメートル開通後につきましましては、井倉から田野倉までの一・三キロメートルへの

着手が計画されていると伺っており、ご質問の上谷から十日市場を結ぶ、国道バイパスの着工につきましましては、玉川から井倉及び井倉から田野倉間のバイパスを、一日も早く完成させることが必要となっております。

上谷から十日市場を結ぶルートは、昭和五十二年に都市計画決定がなされ、以来二十六年間、計画路線上に様々な制約を課し、事業を遂行していることから、ルートの延長・変更は現状では、非常に困難なものと考えられますが、その可能性について調査・研究を、加えた上で、国土交通省に要望してまいりたいと考えております。

今後とも、市内の交通状況改善のため、国土交通省、山梨県と連携協力し一日も早い、都留バイパスの完成のため、努力してまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

広域農道について

問

西桂町は市の境界まで整備されていますが、この構想は、いつ頃からの計画であり路線ルートはどのようなものであるかお尋ねいたします。

この広域農道計画により、夏狩地域の南向き農業地として、高子地区の発展を見出せるものではないでしょうか。また、加畑からゴルフ場内

を通過して途中で止まっていたる市道も接続可能となり、将来県道初狩・大幡線に結ぶ計画を早急に検討していただければ、国道二〇号からのバイパスとして、高子地区の観光農園地としても利用できます。宝の兵衛戸附近の発展・東桂からの「まるたの森グリーンセンター」へのゴミ収集車が本町を通過せず近道となることも確実であります。

これらについて、当局の前進きな答弁を宜しくお願いいたします。

答 この道路につきましては、平成五年頃、テイクワンゴルフ場建設時に、宝地区四自治会からの要望があり、平成十年度には山梨県都留土地改良事務所が道路ルートの検討を行いました。

この道路計画では、下大幡地内から加畑へ抜け、ゴルフ場建設時に、工事を施行した市道加畑夏狩線を利用し、夏狩の高子を經由して、柄杓流川を橋梁で渡り、西桂町が建設した農道沿いを拡幅改良し、西桂町の旧ユニシア跡地付近に至る、約三・五キロメートルを、全幅七・〇メートルの道路として計画したものであります。

議員ご指摘のとおり、この道路は国道一三九号のバイパス的な機能、さらには優良農地高子の活用が図られる非常に有効な道路であると認識いたしておりますが、今日の公

共事業を取り巻く環境は、財政問題を始めとして、大変厳しいものがあり、その実現には多くの問題が山積してあります。

それらの、問題を解決するには、なによりも地権者や地域の皆様の道路建設に対する意欲と協力が大切であります。

今後、西桂町と連携を図る中、その具体化に向け、努力してまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

小林義孝議員

○道志村との合併について

○市の産業おこしについて

○大学前駅に北口通路を

○学校給食のあり方について

道志村との合併について

問 大月市の市長が三月議会冒頭で「大月市自立意」なるものを発表しました。このなかで大月市長は東部広域連合が一体となる十万人都市構想を提唱してきたと述べています。

この構想には、地方交付税の段階補正が人口十万人以下の自治体に交付されているという認識が欠落しているの

はないかといわざるを得ないし、大きな財源のない東部地域の市町村はその段階補正に大きく頼っている現実を見ないものだとわがざるを得ません。このことは都留市が道志村との合併を考えるさいに避けて通れない問題でもありません。

たとえば西桂町と道志村を比較してみますと、西桂町の人口は四千九百七十人、道志村は二千五百七十七人、道志は西桂の半分以下です。ところが財政規模で見ると道志村は二十三億円程度、西桂町は二十億円程度です。その大きな違いの主な要因は地方交付税の額にあり、道志村が約十一億円であるのに対して西桂町は約九億円です。道志村が交付税の段階補正が多く、さらに事業が国の過疎地域の指定を受けるためにこのように予算規模で西桂町との逆転現象が生まれています。

国は新年度、段階補正を中心に交付税を減らし、さらに辺地債の発行を制限するなどしてお金を都市再開発にまわしています。このため地方の小規模自治体は押しなべて予算編成に苦慮しています。このまま国が地方交付税を減らす政策を取り続けるなら地方自治体はナショナルミニマムを維持できない事態になりかねません。ところが国は地方をこいう状態に追い込みながら、巧みに「合併すれば交

付税は減らされない」という誤解を広げています。先日の南アルプス市の「誤算」を報じた新聞記事を見ますと、この誤解が相当根深いことが分かります。つまり、合併してもしなくても地方交付税は減らされるのです。合併の誘導策として十年間は合併前の自治体が存在したと見なして交付されるといって過ぎません。結果的に、自主財源のない自治体同士が合併すれば、交付税が減ることによって、ますます財政運営は厳しくなります。何度もいいますが、貧乏と貧乏が一緒になればもつと貧乏になるということです。

もともと国は地方へのお金の配分を減らし、都市再開発と称して都市部にゼネコンの仕事を増やすことに合併の一つのねらいとしています。これに唯々諾々と従うことは自治体の将来を考えないものです。地方交付税も国の負担金・補助金もナショナルミニマムを保障するために国の責任で確保すべきものです。いまま必要なのは地方六団体とともに国に対して抗議の声をあげるとともに、市独自の経済政策を考えることではないでしょうか。再三にわたる質問ですが、十二月議会で道志村しか残されていない、道志村と合併するのかが質したのに対しての前提条件ができたので、あらためて地方交付税にたいする認識とあわせて市の

方針を問うものです。**答** 地方交付税と市町村合併の関係につきましては、合併市町村に係る普通交付税の算定方法として、地方交付税法第八条の規定により原則として行われる「一本算定」と、合併特例法第一一条第二項に基づき特例として行われる「合併算定替」の二つに分けることができます。

合併が行われた場合、スケジュールメリットにより様々な経費の節約が可能になるため、一般的には基準財政需要額が減少し、延いては交付税額も減少することが考えられますが、合併による経費の節減は、合併後直ちに出来るものばかりではないことから、合併後十年間は別々の市町村が存在するものと見なし計算した、交付税額を下まわらないように、また、十一年度目以降はその額を段階的に、縮減させていくことにより合併市町村が、地方交付税上不利を被ることのないよう配慮しております。

これを、「合併算定替」といい、十五ヶ年度の間適用することとされております。また、「一本算定」は、市町村が合併した場合に、その合併後の団体について普通交付税の算定を行う方法であり、合併市町村は十五ヶ年度が過ぎると「一本算定」に切り替わり、都市化の程度などその地方公共団体の「態容」を新

たに定めなければならぬ。併り、その際、合併に伴う、測定単位の数値、補正係数の変化などにより、普通交付税額の増減が予想されます。

なお、「合併算定替」は、合併前の算定額を保障するものではなく、合併後の普通交付税の算定を行う当該年度ごとに、その年度の交付税の算定式に従って、合併関係市町村がなお存続するものとして計算した額を、下回らない額を保障するものであり、将来の交付税の額を確定的に計算することはできません。

また、普通交付税算定における段階補正は、人口十万人の標準団体を基準とした場合、規模の小さい市町村ほど割高になる行政経費を手当するため、地方交付税を割り増して配分する仕組みであります。

総務省では、小規模市町村の中にも職員の兼務や外部委託などにより合理的・効率的に財政運営を行っている地方団体もあり、そのような実態を反映し、平成十四年度以降地方交付税改革の一環として、人口十万人未満の市町村の割増率の見直しを実施しており、平成十六年度までの三年間に、全国で約二千億円が縮減されることとなっております。

このような段階補正の見直しを含めた交付税改革は、国庫補助負担金の縮減、税源移譲とともに三位一体の改革として進められており、平成十

六年度地方財政対策では、地方交付税は全体で六・五%減の一兆千八百三十二億円が削減され、また、平成十五年度まで交付税の減少の振替措置として増額されてきた臨時財政対策債も全体で二十八・六%の減少となります。これを本市におきかえますと、約五億円の一般財源が減収となる見込みであり、財政経営は、これまででない非常に厳しいものとなっております。

合併特例債などの財政的な優遇措置は大きな魅力であり、厳しい財政状況の中、財政的に先送りせざるを得ない喫緊の事業に対して、合併特例債などの財政的支援策を活用することにより、早期実現が可能となるものと考えております。

いずれにいたしましても、合併問題は、財政的な問題に留まらず、地方分権時代にふさわしい個性的で自律的な連帯感あふれる地域社会を実現するための手段のひとつであり今後、十分な検討・討議を重ね、早急に結論を出していかなければならないと考えております。

市の産業おもしろ

問

都留市はかつて織物の町でした。戦後は企業誘致に一定の成功を見ました。あわせて機械金属が定着をみましました。しかし、いま不況の波

を大きく受けています。合併が、仮に一時のカンフル剤になったとしても、長期に都留市の発展につながる経済構造を作り出すとは思えません。私はこの際、まさに百年の大計という観点から産業のあり方を考えるべきではないかと思えます。

フランスの取れた産業構造は何よりも農業を土台にすることだと思えます。かつてある市長が「農は国の基と教わった」と述べたことがあり、食料自給率の低下は目を覆うばかりであり、国は大規模農家の育成策をいっそう強めようとしています。これでは都留市の農業は論じられません。私は地方から父祖伝来の農地を将来にわたって生かす観点を持つべきだと思います。減反の押し付けで荒廃しつつある農地をよみがえらせ水田の保全を図るべきだとおもいます。さらにアオハタ大豆など一定の努力がありましたが、多品種農産物の特産化にさらに力を入れるべきではないでしょうか。十日市場の水菜には隠れたファンがいると聞いています。

もう一点、都留市の重要な資源である森林を生かすことにはごく長期的展望にたつて検討されるべきだと思えます。この分野では国の「緑の雇用担い手育成政策」は二十五億円減額され七十億円です。本腰が入っているとは思えませ

ん。

食料も材木も永久に外国から供給されるという保障はありません。かならず国内で賄わなければならないときが来ます。その時になってあわてるのでは遅いと言わなければなりません。いまから、事業を継続させる行政のかまえとその下での直接支援が必要で、繰り返しますが百年の大計という立場にたつて、市が先行投資的に後継者を直接援助する施策を検討すべきと思えますがいかがでしょうか。

答

本市が、市制を施行した昭和二十九年当時は、農業と、織物業を中心とした工業が主な産業でありましたが、昭和四十年代の企業誘致等により、機械金属や精密機械、また、エレクトロニクス産業等が本市の主産業となり、平成十二年度の国勢調査における産業三区別就業者数におきましても、市制施行時より第一次産業は大幅な減少となっている反面、第二次及び第三次産業については、安定した増加が見られたところでありますが、最近の長引く景気低迷の影響による生産力の低下や、経済のグローバル化による生産拠点の海外への移転、デフレ状態が継続するなど、本市の産業を取り巻く環境は大変厳しい状況にあります。

農業におきましては、農従事者の高齢化による担い手の減少や有害鳥獣被害などに

よる耕作放棄地の増加、農産物流通のグローバル化などによる、地域農業の活力の低下といった問題が深刻化しており、食料の安定供給や国土保全等の機能に及ぼす影響が懸念されております。

また、BSE問題、食品の不正表示、残留農薬問題、鳥インフルエンザ問題などが相次ぎ、「食」の安全・安心への関心が一層高まっているところであります。

そのため、これからの農業は、「食」の安全・安心の確保や消費者のニーズに、的確に対応した農業の確立、また、地域性と季節性に育まれた「食」の文化を取り戻すことや、食料自給率の向上、さらには、農地などの地域資源の有効活用などが、大きな課題となっております。

こうしたことから、水田農業におきましては、生産調整への限界感や担い手不足などの閉塞感を打破するため、地域自らが将来あるべき姿である「地域水田ビジョン」を策定し、需要に応じた地域の特色ある作物づくり、担い手の明確化と育成、生産調整や豊作時の過剰米処理の推進など、地域水田農業の再建を図ると共に、地産地消システムの確立やエコファーマーの育成、また、生態系の保全、健全な水・物質循環の維持形成、景観の形成など多様な役割を果たしている農地の保全を推進

し、さらに、遊休農地解消のため構造改革特区の指定を受け、民間企業やNPOなど様々な形態の法人が、参入出来る環境の整備を行うと共に、市民農園等により、農地の利用促進や都市との交流を図るなど、魅力と活力にあふれる農業の確立に努めてまいりたいと考えております。

次に、林業についてであります。

近年、地球温暖化や熱帯林の減少など、地球的規模での環境問題が顕在化し、地球環境の保全が重要な課題となっている中で、地球温暖化防止に寄与する二酸化炭素の吸収・貯蔵や、生物多様性保全のための空間としてなど、森林が持つ多様な機能に大きな期待が高まっております。

しかしながら、今日の森林・林業を取り巻く環境は、安価な輸入木材の増大による木材価格の低迷や、林業労働力の不足・高齢化など、依然として厳しい状況となっており、森林の劣化が進みつつあります。

そのため、国では、林業の持続的かつ健全な発展等を基本理念とする「森林・林業基本法」を新たに制定し、政策の転換を図ったところであります。

このような状況の中、本市におきましては、松くい虫により被害を受けた森林などを対象に、国・県の補助制度を

活用し、市独自の助成を上乗せした被害林樹種転換事業による森林保全の推進を図ると共に、松くい虫枯損木緊急除去事業、緑資源機構が実施する分取造林、保安林改良などを積極的に進めて来たところであり、松くい虫被害につきましても、市内一円に拡大し、現行の対策では対処できない状況となっていることから、平成十六年度・十七年度の二カ年で県及び大月市と連携する中、中央道沿線の両側、おおむね一キロメートルの範囲で枯損木の除去を行い、新たな雇用の創出や森林景観の保全と公益的機能の回復を図る「松くい虫緊急対策事業」を実施することといたしました。

また、水源涵養機能や洪水防止機能など、森林の持つ多面的な機能が注目され、その適切な管理が求められる中、将来の木材需要なども考慮した造林計画を定め、計画的に造林事業を推進し、森林の再生を図ると共に、林業者への支援につきましても、「やまなし森林・林業基本計画」に基づき、県産材の利用促進を図るなど、森林・林業の活性化のための各種施策を総合的かつ計画的に推進し、森林機能の増進を図りながら、豊かで貴重な森林を次世代に引き継いでまいりたいと考えております。

さらに、山村と都市との共

生・対流を促進するため、「戸沢の森和みの里」や「宝の山ふれあいの里」などの交流施設をはじめとする様々な地域資源を最大限に生かした産業の育成を図り、都市住民等にとっても魅力ある地域づくりを進めると共に、森林と積極的に共生していく社会の構築に努めてまいりたいと考えております。

大学前駅に北口通路を

問 都留文科大の北口に北口通路を設ける計画があるが、工事の進捗はどうか。

都留文科大の北口には北口がありません。大学前の駅だから北口は要らないというのかもしれませんが、国道側からの入口がないというのは常識的ではないと思います。多くの市民は当然のこととして国道側から入れるかと思っております。改札口はなくても、南口への通路は歩行者専用の平面交差の踏み切りで作るべきだと思います。

駅のあり方はまちづくりの大きく影響します。このままでは田原地域の人にとって極めて不便な駅になるのではないのでしょうか。将来に禍根を残さないために再検討を求めます。

答 都留文科大周辺の新たなまちづくりを目指して、平成十一年十二月に「都留市田原土地画整理組合」

が発足し、今日まで都留市と組合が協力し、田原土地画整理事業を実施してまいりました。

この事業は、五・八ヘクタールの用地を区画整理し、住宅地や道路・公園・河川・富士急行線新駅及び大規模店舗用地などを整備し、上谷地区に新たな本市の中核となる地域を創ることを目的に進められて来たものであります。

ご質問にあります、都留文科大前駅への国道側からのアクセスにつきましては、JA美富士農協前のガードから鉄道沿いに通路を確保し、田原地区住民の利便の向上に努めることとしております。

また、都留バイパスが駅に近接して通過する計画であることから、将来はこのバイパスの歩道を利用しての通行も可能になるものと考えております。

学校給食のあり方について

問 市は新年度予算に学校給食センター調査事業費として二万二千元を計上しました。その上で説明欄には学校給食センターの運営方式の調査・研究とあります。しかし、給食センターについては今年度予算で、すでに調査事業として百万円を計上しています。長期計画では、その上で新年度は設計委託料として二千七百五十万円を計上することになっております。

私は長期計画の総事業費五億七千八百五十万円という計画が一センターに統合するものであれば問題があると思いませんし、財政の厳しい折から当分の間は、いまある施設・設備の修理と改良でしのぐほうが現実的だと思っております。

三月三日付の新聞に甲府市の小学校給食の外注化に教育的観点から反対する投書が載っていました。学校給食の理想としては、調理場は校舎とつながっているか至近距離にあり、調理や食材については子どもたちの理解が進む場となること、教室では食材の生産や安全、マナーなどについて学ぶことだと思えます。食べさせればよいというのは学校給食に対する軽視であり、退廃です。流行のように進められている民間委託は、ことの本質をわきまえない皮相な考え方であり、とりわけ教育現場では慎重に対応すべきだと思います。

食の安全が問われている折でもあり、学校給食とセンター建て替えについて、今の時点で市の方針を明らかにするよう求めます。

答 学校給食は、児童及び生徒の心身の健全な発達に資し、かつ国民の食生活の改善に寄与するものであることにかんがみ、学校給食の実施に関し、必要な事項を定め、もって学校給食の普及充実を図ることを目的とし、また、その目標は、日常生活における食事について、

正しい理解と望ましい習慣を養い、学校生活を豊かにし、明るい社交性を養い、食生活の合理化、栄養の改善及び健康の増進を図り、食糧の生産、配分及び消費について正しい理解に導くこととしております。

本市では、この学校給食法の趣旨に沿い、学校給食が安全においしく提供できるよう、施設・設備等の維持管理及び職員等の衛生管理に万全を期すと共に、食材についても地産地消を推進するなど、安全で品質の良い物を厳選し、給食に供してまいりました。

しかし、現在の学校給食調理場は、共同調理場、単独調理場ともに老朽化が進み、その改善を図ることが急務とされ、施設・設備の整備充実の検討が必要となつてまいりました。

そこで、平成十五年度庁内にその検討を行う企画推進班を設置し、現在の調理場の現状及び今後の施設や運営方法、また、学校給食に係る各種法令や基準などの基礎調査を実施し、検討を重ねているところであります。

今後は、この企画推進班での検討を踏まえ、学識経験者、保護者、学校及び関係機関等で組織する検討委員会を設置する中で、ご意見を伺い、都留市の学校給食の在り方について、望ましい方向性を見出していきたいと考えております。



意見書

次の2件が可決され、関係各機関等へ送付しました。

議員提出意見書第一号

自衛隊のイラク派遣に反対する意見書

昨年、五月の戦闘終結宣言後も大量破壊兵器は発見されず、イラク国内では治安が回復するどころか、一層騒然とする状態にある。

イラク国民の反米感情は高まる一方で、米英国占領軍に対してのゲリラ戦の様相を呈しており、自衛隊が派遣されたイラク南東部サマワ周辺は、劣化ウラン弾の放射能汚染地帯で危険地帯である。

このような状況の中で、政府は「イラク復興支援特別措置法」を根拠に自衛隊をイラクに派遣しているが、日本国憲法の法解釈によっても戦闘地域への自衛隊派遣は認められず、ましてや現地点でのイラク国内の状況は戦闘地域と非戦闘地域を分けることなど到底できず、「イラク復興支援特別措置法」に照らしても自衛隊派遣は認められない。

よって、政府および国内におかれては、戦闘が続いているイラクへの自衛隊派遣をやめ、すでに派遣された自衛隊をただちに撤退するよう強く要望する。以上、地方自治体法第九九条の規定により意見書を提出する。

平成十六年三月十九日

都留市議会議長 上杉 実

提出先

衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣
内閣官房長官・外務大臣・防衛庁長官

議員提出意見書第二号

観光立国へ積極的な施策推進を求める意見書

グローバル化の進展は、様々な問題をはらみながら時代の趨勢となっている。モノ、カネ、技術、情報に加え、人々の世界的規模で、行き交う大交流時代に突入している。こうした中で、世界の国々は国際観光に新しい価値と将来性を見出そうとしており、単に観光資源としてのみならず観光を通じて世界の国々及び人々の交流の拡大を図ろうとしている。世界観光機関(WTO)によると、全世界の外国旅行者数は、二〇一〇年には十億人に、二〇二〇年には十六億人に増加すると予想される。

しかし、わが国の現状を見ると観光先進国といわれる諸外国と比べ、観光振興に必要な社会資本の整備など様々な面で立ち遅れているために、日本人、外国人にかかわらず旅行者は少ないのが実態である。二〇〇二年に海外旅行した日本人は、千六百五十二万人ですが、日本を訪れた外国人旅行者は、その三分の一の五百二十四万人にとどまっており、外国人の受入数で、日本は世界で三十五位、アジアでも九位に甘んじている。

今日、景気回復が叫ばれているわが国経済にとっても、ものづくりの復権のみならず、観光立国への転換も必須の課題となっている。観光産業が雇用総数六百万人規模、その生産波及効果は百兆円規模のわが国の基幹産業に成長することも不可能ではなく、地域経済の活性化にも大きな役割を果たすことが期待されている。

こうした、観点から「観光立国行動計画」の積極的な推進とともに、国と地方公共団体が一体となって諸対策を実施するよう強く要望する。

以上、地方自治法第九九条の規定により意見書を提出する。

平成十六年三月十九日

都留市議会議長 上杉 実

提出先

内閣総理大臣・観光立国担当大臣

人事案件

収入役に

小林 民夫 氏

三月十九日の本会議で、収入役の選任について、議会の同意を求める議案が上程され、満場一致で小林氏が同意されました。

○都留市田野倉七八一番地一一

小林 民夫

昭和二十一年一月二十日生



議会 日誌

一月

4日(日) ○消防出初め式
5日(月) ○仕事始の式



11日(日) ○第50回都留市成人式
22日(木) ○都留市・西桂町
道志村・秋山村
合併協議会(第二回)

30日(金) ○臨時市議会

二月

2日(月) ○都留フルインター

建設促進特別委員会

13日(金) ○全員協議会

14日(土) ○都留文科大學創立50周年記念式典並びに

新図書館竣工式

17日(火) ○全国高速自動車道市議会協議会第30回定期総会

期総会

18日(水) ○広域行政圏市議会協議会第35回総会

議会第35回総会

20日(金) ○歴代議長会

25日(水) ○議会運営委員会

三月

1日(月) ○三月定例会(開会)

8日(月) ○三月定例会(一般質問)

9日(火) ○三月定例会(一般質問)

10日(水) ○常任委員会

11日(木) ○常任委員会

12日(金) ○予算特別委員会

15日(月) ○予算特別委員会

16日(火) ○予算特別委員会

18日(木) ○都留市・道志村任意合併協議会(第一回)

19日(金) ○三月定例会(閉会)

24日(水) ○桂川流域下水道事業通水記念式典

○都留文科大學卒業式



あなたも議会(本会議)を傍聴してみませんか。次回の定例会は六月に開会予定です。お問い合わせは、議会事務局まで

電話四三一一一一

(内線三〇〇・三〇一一)

政治家の寄付は禁止
有権者の寄付要求も禁止

1 政治家の寄付禁止

政治家(候補者、候補者になろうとする者および現に公職にある者)は、選挙区内にある者に対して寄付をすると処罰されます。



2 政治家に対する寄付の勧誘・要求の禁止

有権者が、威迫して、あるいは政治家を陥れる目的で寄付を求めると処罰されます。



3 後援団体の寄付の禁止

後援団体が選挙区内にある者に対して花輪、香典、祝儀などを出すと処罰されます。



4 年賀状等のあいさつ状の禁止

政治家は、選挙区内にある者に対して年賀状等のあいさつ状(答礼のための自筆によるものは除く)を出すことが禁じられています。



5 あいさつを目的とする有料広告の禁止

政治家や後援会が、選挙区内にある者に対して、有料のあいさつ広告を出す処罰されます。



6 公民権の停止

1、2、3および5によって処罰されると、公民権停止の対象となります。

